

官報

号外 昭和三十七年九月二日

第四十二回参議院會議録追録

○審査報告書

〔第八号参照〕

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在大阪市にある大阪少年鑑別所の位置を、堺市に変更しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

地方公務員共済組合法案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三十日

地方行政 石谷 憲男

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第四十回国会において、参議院で政府原案通り可決、衆議院で継続審査となり本国会に於いて衆議院の修正議決を経た上本院に送付されてきたものであり、その内容の主なるものは、

(一) 組合の組織は、地方公共団体及び職種の別により七種類に区分し、(二) すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となり、地方公務員又は国家公務員期間はすべて通算することとし、(三) 長期給付、短期給付及び福祉事業の制度につき国家公務員共済組合の制度に準じて規定を設け、(四) 組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもつて充てることとするにとり、事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とし、(五) 組合の資金は、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用するものとし、(六) 地方議会議員互助年金法を廃止して、地方議会議員の年金制度に關する規定を本法中に統合すること等を定めようとするもので、この政府原案に対し、衆議院において、地方職員共済組合等の運営審議会の委員十人以上を十六人以上とするのと、その半数は組合員を代表する者のうちから命ずるものとする等共済組合及び連合会の運営の民主化をはかり、あわせて施行期日を十二月一日とする等の修正を行なつたもので、本委員会においては、おおむね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため要する経費としては、義務教育教職員の長期給付に要する都道府県の負担金にかかる二分の一の国庫負担分約二十七億五千八百万円、国家公務員たる警察職員分約一億三千六百万円、その他の国家公務員分約一億四千九

百万円、その他約三百万円、計約三十億四千五百万円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

本法は、地方公務員の福祉の根本に關するものであるから、その実施に當り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認め

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

二、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員代表を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、全国知事会等、都道府県、市及び町村の議長または長が全国または都道府県の区域ごとに組織しては団体、国民健康保険団体連合会、地方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても共済制度を設けること。

右決議する。

地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案

審査報告書

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

て、報告する。

昭和三十七年八月三十日

地方行政 石谷 憲男

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第四十回国会において参議院で政府原案通り可決、衆議院で継続審査となり、本国会に於いて衆議院の修正議決を経た上本院に送付されてきたものであり、その内容の主なるものは、地方公務員共済組合法の施行に伴い必要な長期給付に關する経過措置等を定めようとするもので、この政府原案に対し、衆議院において組合員の既得権、期待権の尊重と引き換えその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した組合員で政令で定めるものの退職年金については、新法施行後のにかる部分については、その三十パーセントに相当する額を四十五歳から五十五歳に達するまで支給するものとし、あわせて施行期日を十二月一日とする等の修正が行なわれたもので本委員会においては、おおむね妥当なものと認めた。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため追加費用として相当の経費を将来必要とする見込みであるが昭和三十七年度一般会計予算には、別に計上されていない。

附帯決議

本法は、地方公務員の福祉の根本に關するものであるから、その実施に當り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認め

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

二、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員代表を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

審査報告書

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員代表を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、全国知事会等、都道府県、市及び町村の議長または長が全国または都道府県の区域ごとに組織しては団体、国民健康保険団体連合会、地方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても共済制度を設けること。

右決議する。

審査報告書

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三十日

地方行政 石谷 憲男

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における災害復旧等の事業の円滑な実施を促進するため、(一)公共土木施設災害復旧事業等に關する特別の財政援助(二)農林水産業に關する特別の財政援助(三)中小企業に關する特別の財政援助(四)その他の特別の財政援助及び助成措置について定めたものであつて、妥当なものとして認められる。

なお別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のための費用は昭和三十七年度予算には別に計上されていない。

附帯決議

政府は本法の施行に當り、次の諸点に留意し、地方財政負担の緩和と

昭和三十一年九月二日 参議院會議録追録 審査報告書(第九号参照)

する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に對して負う債務を、産業投資特別會計の負担として経理し、また、同會計の投資財源の一部に充てたるため、昭和三十一年度において一般会計から繰入金ができるよう、所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

二、費用
右の協定に基づく対米債務(元金四億九千万ドル、利率年二・五%、十五年三十回賦払い、償還総額五億七千九百二十二万九千九百九十九ドル)の第一回賦払金に必要な経費として七十九億五千二百八十五千円が昭和三十一年度産業投資特別會計予算に計上されており、また、産業投資特別會計への繰入れに必要な経費として二百三十億千円が同年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書
郵政省設置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年九月一日
内閣委員長 村山 道雄
参議院議長 重光 三蔵

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、大臣官房人事部に人事局とすること、電波監理局に放送部、無線通信部及び監視部の三部を設けること、附屬機關として臨時放送関係法制調査会を設置すること等を内容とするものである。その措置は妥當と認める。

二、費用
本法施行に伴い必要な費用として、昭和三十一年度一般会計予算に約二百三十七千円が計上されている。

審査報告書
千九百六十年及び千九百六十一年

の関税及び貿易に關する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求め、右右全一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由
わが國は、千九百六十年及び千九百六十一年のガット関税會議に参加し、関税の相互引き下げを目的として、米國、歐洲經濟共同体、スウェーデン及びイスラエルと交渉したところ、その交渉結果が本件二議定書等に收録され、わが國は相手國に總計九十一品目の譲許を与へ、百一品目の譲許を獲得した。これら二議定書等の締結により、関税の相互引き下げを通じてわが國と相手國との貿易の増大が期待されるので、妥當な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
通商に關する日本國とニュージーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求め、右全一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年八月三十一日
外務委員長 岡崎 真一
参議院議長 重光 三蔵

要領書
一、委員会の決定の理由
この議定書は、ニュージーランドのわが國に對するガット第三十五條援用の撤回に對して、現行の兩國間通商協定を改正し、ガットの規定が適用されることを明らかにするとともに、いわゆるセーフ・ガード規定を削除することを内容とするもので、妥當な措置と認めた。

審査報告書(第九号参照)

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
日本放送協會昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書、並びに日本放送協會昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書は、放送法第四十條により國會に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

1 資産
昭和三十一年三月三十一日に於ける資産総額は二百六十六億四千六百四十四千円であつて、これを昭和三十一年度末の資産総額百九十九億九千三百五十八千五百九十九千円と比較すると六十六億千五百九十九千円増加となつてゐる。

2 負債
昭和三十一年三月三十一日に於ける負債総額は百四十二億五千八百五十八千円であつて、これを昭和三十一年度末の負債総額百五十五億二千五百九十九千円と比較すると二十七億五千六百三十三千円増加となつてゐる。

3 損益
昭和三十一年度の損益は事業収入総額三百二十四億三千五百五十八千円、事業支出総額二百八十五億三千三百二十二千円、差引剰余は三十九億二千二百三十六千二百二十二千円となつてゐる。本件を審査した結果異議がない。よつて議決した。よつて報告する。

一、内閣に送付するを要するもの。
第五二二号、第一二〇号 公有林野の整備拡充に關する請願
第五三三号、第一二二号 傾斜二十度を超える農地の災害復旧施策に關する請願
第五四四号、第一二二二号 ホップの価格引上げに關する請願
第八一〇号 當農政資金に對し利子補給措置継続等に關する請願
第九七七号 福岡県の昭和三十一年七月の集中豪雨による農作物等の被害対策に關する請願
第一〇〇七号 福岡県外三県の昭和三十一年七月の集中豪雨による被災漁家救済対策に關する請願
第一五八八号、第一六三三三号、第一六九四号、第一七五五号、第一九四四号、第二一八八号、第二四七五号、第二六八六号、第三一五五号 果樹農業の保護育成に關する請願
第一六六六号 原料乳の安定基準価格改定等に關する請願
第一八六六号 霞ヶ浦及び北浦に於ける湖岸堤防整備促進に關する請願
第二〇三三三号 農業構造改善事業に關する請願
第二〇四四号 日本酪農講習所の施設近代化に關する請願
第二〇五五号 水産物の流通改善及び魚価対策確立に關する請願
第二〇六六号 第三次漁港整備事業に關する請願
第二〇七七号 農業近代化資金に對する利子補給率増額に關する請願
第三一八八号、第三一九九号、第三二五五号、第三三三三三号 農業近代化のための長期低利資金確保に關する請願
第三六四四号 国有林野解放に關する法的措置の請願
第三六六六号 青森県の昭和三十一年干害対応策事業費國庫助成に關する請願

第四四〇号、第四四四一、第四四四二、第四四四三、第四四四四 輸入自由化延期に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年八月三十一日
農林水産 櫻井 志郎
参議院議長 重光 三蔵

審査報告書(外務委員)
一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一〇〇号 海外移住の推進及び援護対策に關する請願
第九四四号 日ソ近海漁業の安全操業確立に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年八月三十一日
外務委員長 岡崎 真一
参議院議長 重光 三蔵

一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一六六号 中小企業工場集約化に對する國庫補助融資率引上げの請願
第一七七号 防犯燈に對する電氣料金引下げ等に關する請願
第一八八号 公共料金値上げ反對に關する請願
第八八八号、第二二九九号、第二四八八号 宮崎県日向延岡地域の新産業都市建設促進法適用地域指定に關する請願
第一八〇〇号 東京都城北地帯工業用水道の緊急整備に關する請願
第二〇八八号 商工会の経営指導員等の補助対象制限撤廃に關する請願
第二二〇〇号 中小企業団地化資金に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(農林水産)
一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一六六号 中小企業工場集約化に對する國庫補助融資率引上げの請願
第一七七号 防犯燈に對する電氣料金引下げ等に關する請願
第一八八号 公共料金値上げ反對に關する請願
第八八八号、第二二九九号、第二四八八号 宮崎県日向延岡地域の新産業都市建設促進法適用地域指定に關する請願
第一八〇〇号 東京都城北地帯工業用水道の緊急整備に關する請願
第二〇八八号 商工会の経営指導員等の補助対象制限撤廃に關する請願
第二二〇〇号 中小企業団地化資金に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年八月三十一日
農林水産 櫻井 志郎
参議院議長 重光 三蔵

審査報告書(農林水産)
一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一六六号 中小企業工場集約化に對する國庫補助融資率引上げの請願
第一七七号 防犯燈に對する電氣料金引下げ等に關する請願
第一八八号 公共料金値上げ反對に關する請願
第八八八号、第二二九九号、第二四八八号 宮崎県日向延岡地域の新産業都市建設促進法適用地域指定に關する請願
第一八〇〇号 東京都城北地帯工業用水道の緊急整備に關する請願
第二〇八八号 商工会の経営指導員等の補助対象制限撤廃に關する請願
第二二〇〇号 中小企業団地化資金に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年八月三十一日
農林水産 櫻井 志郎
参議院議長 重光 三蔵

昭和三十三年九月二日 参議院會議録 審査報告書(第九号参照) (第十号参照)

昭和三十三年八月三十一日

商工委員長 赤間 文三
参議院議長重宗雄三殿

審査報告書(建設委員
会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三号 国道一号线幅早期実現に関する請願

第九号 公営住宅建築基準単価引上げ等に関する請願

第五九号、第一二七号 国道十九号線中木曾地区改修工事促進に関する請願

第一一八号 一級国道新潟平線中郡山、会津若松両市間道路の改修工事施行に関する請願

第一八五号 霞ヶ浦放水路、利根川下流改修工事促進に関する請願

第一八七号 一級国道五十一号線等整備促進に関する請願

第一八八号 主要地方道石岡湖来線等整備促進に関する請願

第二一五号 東北自動車道の早期建設に関する請願

計画改定等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年八月三十一日

建設委員長 木村禧八郎
参議院議長重宗雄三殿

審査報告書(内閣委員
会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一七六号、第二二一号、第三七七号 恩給法第七十五条第三号に規定する扶助料受給者の特別加給に関する請願

第二八九号 傷病者の増加恩給等正に關する請願

第三六五号 恩給法の一部改正に関する請願

第四三六号 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年八月三十一日

内閣委員長 村山 道雄
参議院議長重宗雄三殿

審査報告書(第十号参照)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における互助年金法実施の状況に照し、若年停止の規定を改め五十歳より百分の七十を、五十五歳より全額を支給するものとし、また、高額所得による年金停止の基準を引き上げるとともに、これらに関連して国会議員の国庫に納付すべき納付金の率を百分の三より百分の四に引き上げ、更に、この納付金の率については、今後支給の実績及び将来の給付予想額に徴し実情に合致するよう検討するものとすること、その他年金を担保に供することにより国民金融公庫から融資を受ける途をひろく等の措置を講ずるものであつて、妥當な措置と認めらる。

二、費用

本案施行に要する経費は、昭和三十三年度において、約百二十二万円の見込みである。ただし本案施行に伴う納付金の収入増は昭和三十三年度において、約五百八十八万円の見込みである。

審査報告書(通信委員
会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第四九号、第一七一号、第二八五号 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願

第二三四号 高知市に通信病院設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年九月一日

通信委員長 伊藤 顕道
参議院議長重宗雄三殿

審査報告書(大蔵委員
会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九号 市道の舗装費等の財源として、地方道路税の譲与等に関する請願

第五五号、第一二三号 農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願

第一〇二号 地下鉄工事のための損失補償額に対する課税軽減等に関する請願

第一七九号 鹿児島県指宿市指宿宿業組合整備に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年九月一日

大蔵委員長 佐野 廣
参議院議長重宗雄三殿

審査報告書

栄養士法等の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年九月二日

社会労働 加瀬 完
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

社会生活の発展向上に伴い、複雑困難な栄養指導業務が増加したので、従来の栄養士のほか新たに

管理栄養士の制度を設け、その他所要の改正を行ふことは妥當な措置と認めらる。

二、費用

本年度において特に費用を要しないが次年度において約一千万円の費用が見込まれてゐる。

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年九月二日

社会労働 加瀬 完
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

公的資格を有する病院の開設等を規制してその地域的偏在を防止する等によつて、医療機関の計画的整備を図ることは、妥當な措置と認めらる。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行には、別に費用を要しない。

附帯決議

一、第七條の二第二項によつて都道府県知事が必要な補正を行ふ場合は特に申請者の意志を考慮すべきである。

二、厚生大臣は、医療機関整備審議会委員の選任については医療を受ける側の代表する者を加へるよう都道府県知事を指導すべきである。

三、厚生大臣は、利用が専らその組合員及び家族に限定された医療機関についてはその特殊性にかんがみ特別の考慮を払ふべきである。

四、第七條の二第五項の規定による協議をうけた際、厚生大臣は申請者の意志を尊重して誠意をもつてこれに當るべきである。

審査報告書

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年九月二日

社会労働 加瀬 完
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

現在の環境衛生関係営業の実態にかんがみ、適正化規程及び適正化基準の認可要件並びに事業活動改善の勧告及び料金等の制限に関する命令の要件等を改めようとするものであつて、その措置は妥當と認めらる。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行には、別に費用を要しない。

附帯決議

厚生大臣は、食肉販売業に關し將來本法を適用する場合、或はその販売価格について制限を行ふなどとする場合は、生産、卸、小売の各段階の意志の疎通をはかるよう農林大臣と密接な連絡の下に協議指導するものとする。

審査報告書(社会労働委
員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二号、第二一〇号、第四〇号、第六二号、第六九号、第七〇号、第八〇号、第一八二号、第七一九号、第一九六号、第二二五号、第二二七号、第四三七号、老人福祉法制定に関する請願

第一二二号 国民年金事務費増額に関する請願

第一三三号 清掃事業施設の用地費国庫補助増額等に関する請願

第一四四号 医療保障制度の一元化等に関する請願

第二一〇号、第二二二号、第二三三号、

昭和三十七年九月二日 参議院會議録追録 調査報告書

ずれも広汎多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

社会保険制度に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
社会労働 高野 一夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第四十回国会及び閉会中においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針、昭和三十三年同補正予算、合成洗剤問題、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行状況、看護制度の現状、医療類似行為の現況、引揚医師の特例受験資格問題、七月の梅雨前線豪雨による災害状況及び最近の麻薬患者の実情とその対策などの諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。特に、合成洗剤問題については、参考人の出席を求め意見を聴取した。

調査報告書

労働情勢に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
社会労働 高野 一夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第四十回国会及び閉会中においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、昭和三十三年同補正予算、最近の雇用失業状況、失対労働者の賃金問題、労働災害対策及び

石炭鉱業合理化に伴う離職者対策などの諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。石炭鉱業合理化に伴う離職者対策問題については、参考人の出席を求め意見を聴取した。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
農林水産 梶原 茂嘉
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中において、「農林水産政策に関する調査」に關し、農林水産業の基本政策、農林水産関係予算、農業基本法に基づく農業年次報告書及び農業施策、農林行政機構、農林畜水産関係物資の運賃、中央卸売市場、燃料油によるのり漁業被害、北洋漁業等の事項について政府当局から説明を聴取し、参考資料を収集する等調査に努めた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
産業貿易 久義
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、運輸行政の基本政策について検討するほか、特に自動車行政(都市交通)に関する件、日本国有鉄道の運

営に関する件、私鉄運賃の改訂に関する件、国際港灣ストに関する件、三河島駅構内列車衝突事故及び土讃線山崩事故に関する件等について関係当局より説明を求め、質疑を行なうとともに資料の収集を行なつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
通信委員 金丸 富夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間全通の年末闘争による処分問題、私設郵便局の件、宇宙通信及びFM放送の件、電信電話拡充第三次五ヶ年計画に関する件等につき郵政大臣及び関係当局に質疑を行なつた。また、委員派遣を行なつて各地方の実情を調査するとともに資料を収集した。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
建設委員 武内 五郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
建設委員 武内 五郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
建設委員 武内 五郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
建設委員 武内 五郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十七年八月三日
建設委員 武内 五郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する件、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年八月三日

決算委員長 大森 創造
代理理事 松野鶴平殿
参議院議長 松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中及び閉会中、表記の件に關し次のとおり調査した。

(一) 決算の提出手続及び審査方針に關する件

本件については、前回国会に引き続き、決算の提出手続及び審査方針に關する小委員会を設けて調査を進め、その結論に基づき決算の審査方針を決定した。

(二) 虎の門公園地に關する件

本件については、前回国会に引き続き、虎の門公園地に關する小委員会を設けて調査を進め、その調査結果に基づき、虎の門公園地に關する決定を行なつた。その対象範囲が広汎多岐にわたるの

で、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に關する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年八月三日

科学技術振興
対策特別委員 横山 フク
代理理事 松野鶴平殿
参議院議長 松野鶴平殿

経過の概要

本特別委員会は、第四十回国会及びこれに続く閉会中「科学技術振興対策樹立に關する調査」に關し、科学技術庁長官より、科学技術振興のための基本的施策について、その所信を聴取するとともに、主として、昭和三十三年科学技術庁関係予算に關する件、科学技術庁の所管事項

に關する件、防災科学に關する件、核実験に伴う放射能対策に關する件について、政府関係者の出席を求め、質疑を行ない、或いは参考人の意見を聴取し、また資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対策が広汎多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

なお、防災科学技術振興に關する決議を行なつた。

調査報告書

オリンピック東京大会準備促進に關する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年八月三日

オリンピック
準備促進
特別委員 剣木 亨弘
代理理事 松野鶴平殿
参議院議長 松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第四十回国会開会中において、オリンピック東京大会の資金調達に關する件、競技施設の整備に關する件、関連道路、街路の整備に關する件等について総理府、文部省、建設省等の関係当局並びに東京都、オリンピック東京大会組織委員会、東京オリンピック資金財団等の関係者に對して質疑を行なつたほか、埼玉県戸田漕艇場、代々木ワシントン・ハイツ及び都内の関連道路等の調査を行なつた。

また、閉会後はオリンピック東京大会の開催準備の現況と計画、今後の問題点等に關する資料の収集等を行なつた。しかしながら、これらの調査はいずれも広汎多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

内閣参事第八号
昭和三十三年八月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人
参議院議長 重宗雄三殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第三十九回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第三十九回国会参議院において採択された請願の処理経過
第三十九回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれを受理するその請願の関係を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は、目下調査中である。

右処理済みものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

内閣受理 処理案決定件数
一件 一件
二六件

件 名 主お 管 府 庁 府 庁 府 庁

請願に對する処理要領

米軍板付基地の早期移転実現等に關する請願(三件)(第二六一、二六二、二六三号)

傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第四一、二一、二二号)

同

一、板付基地の移転については財政上その他の問題があるので将来の問題として検討したい。
二、板付基地北端部における進入灯等の用地提供は、航空機の離着陸の安全性ならびに飛行場周辺住民の生命財産を航空機事故から未然に防止するもので、このような安全施設の設置は必要である。
三、飛行場周辺の住民に与える各種被害については、補償を実施してきており、学校病院等の防音工事も早期完成を期して検討を進めている。
なお、航空機による騒音等の福岡市民におよぼす諸々の影響等については、必要なる調査を行ない適切な処置を講じたい。また、在日米軍の公務執行中の事故による被害については、閣議決定に基づく補償金支給基準に従つて処理している。
一、恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百十四号)の制定により請願の趣旨は達せられた。
二、戦後における傷病恩給の増減については、重傷病者にとくに遇するといふ考え方がつらぬかれており、かつ、臨時恩給等調査会の報告においても、さらにこの精神を

徹底させるべきであるとして、昭和三十三年法律第百三十九号により若干の手直しが行なわれた間も、ことごとく考へて要望の通りに措置することは困難である。
三、退職後に出生した子女加給の額を退職当時から家族の加給額と全同様に取扱い、そのことについては、国家財政その他諸般の事情を考慮して慎重に措置する必要がある。また、傷病年金受給者に対する家族加給は、一般的保障制度において、一時金であり、恩給法でも傷病年金に改められており、また恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)による改正前の法律によつて家族加給を含む傷病年金受給者たる文官に於いては、既得権を書き換へない限り埋没せしめようとする旨を、閣議のようによつて措置することは困難である。
四、恩給法別表第一号表の二および三の傷病の程度に關する規定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の経緯およびその後の経過等からして不適当な点があると断定するに足る根拠に乏しいのみならず、一部を改めることによつて、傷病恩給の内実が改められた不均衡を生ずるおそれがあるの

軍人恩給引上げ等に関する請願（二件）（第四八四、五一七号）

恩給法附則第二十四条等改正
に関する請願(第一五七号)

公正な取引秩序確立に関する
請願(第一〇九二号)

文官恩給受給者の処遇改善に
関する請願(十三件)(第三四、
一三五、二二三、三三八、四
〇九、四二二、四二七、四四
〇、四八五、六一五、七六九、
七八六、一〇二九号)

四

111

五、昭和二十八年法律第百一十五号附則第十二項第二十八年法律の規定により給せられたるものがあるから、打切條に於ける格差を有する病賜金であるから、同様に請願の仕方には、その本旨に反することと考へる。

なり、適當ではないと考へる。

一、十七年法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百一十四号）の制定により、讀
願の趣旨は達せられた。
二、公務扶助料、傷病恩給の改善等について
は、數次にわたる是正措置により、おおむね
ね請願の趣旨は達せられたものと考えら
れ、これ以上の措置は、あらたに問題を生
ぜしめるおそれがあるので慎重に検討した
い。

旧軍人給法律等の引き続く七年未満の實在職年は、恩給法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百四十四号）により、すべて恩給の基礎に算入することとし、また、舊勅令第六十八号施行當時未規定であつた者に係る算入についても恩給法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三百三十九号）により地域（昭和三十六年法律第二百九十九号）に以上普通恩給年限に達しない者についても普通恩給を給するよう措置することとは、恩給制度全般の建前を崩すこととなり困難である。

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十
七年法律第百三十四号）を制定し、不正な
取引方法の規制を整備強化した。

- 一、既存の關係諸機關において恩給年金等の給付の合理的な改善に努力すれば、その目的は達成されるのとて、この種の機關を設ける必要はないと考へる
- 二、恩給法等の一部を改正する法律（昭和十七年法律第十四号）等の制定により、前記の趣旨は達せられた
- 三、制度充足当初から低額の公的年金支給員

に於いては、その公的受ける租税金給の置
の限度で福祉年金と公的年金との併給措置
を行なつてきたが、国民年金法の一部を改
正する法律（昭和三十三年法律第九十二号）
を制定し、この限度額を一般の公的年金で
は二万四千円、戦争公務による公的年金で
は七万円に引き上げ、制限の緩和を図つた
が、所得制限措置についても、国民年金法
の法の一部を改正する法律（昭和三十六年
法律第一百七十七号）を制定し、受給権者
の所得による制限額十三万円に加算される
額を従来の一万五千円から倍額の三万円に
引き上げた。ついで国民年金法の一部を改
正する法律（昭和三十七年法律第九十二号）
制定し、本人の所得による制限額十三万円
十五万円に引き上げたが、今後においても

恩給年金等受給者の処遇改善に関する諸願(二十四件)
(第一九一、一〇三、一八五、三一四、三八四、三八五、四一四、四五〇、五一六、五八二、六〇四、六〇五、六二九、六五五、七七〇、八六九、九三四、九六四、九七五、九七六、九七七、一〇二三、一〇二四、一〇四四号)

内閣行政における部落解放政策の樹立に関する請願（三件）（第六八七、六八八、八六二号）

部落解放政策樹立促進に関する請願(第一〇〇三号)

公共料金値上げ抑制に関する請願(第一〇三七号)

熊本県橋湾に米海軍演習場設置反対の請願(第一五八号)

全国総合開発計画草案に関する請願(第四〇号)

全国総合開発計画草案の地域別投資額構成比は正に関する
請願(第四一号)

經濟事情等を考慮し、制度の内容充実に十分努力する考へである。

の資源三十四年六月および昭和三十五年六月は地下水の急激な大量揚水であると判断し、規制等所要の措置を講ずるとともに、その措置の万全を期するため、現在も引き続き御測井の抜き上げの量や地下水水位の観測を行なひ、定期的に水準測量も繰り返して行なうが、現在までの調査観測の範囲では従来の判断および調査方針の変更を必要とするような資料はでていない。

- 一、昭和三十六年十一月委員を任命し、同和対策審議會は充足している
- 二、第四十回国会において同和対策審議會の存続期間を四年に延長した
- 三、四および五、目下同和対策審議會において審議されているので、その結論を待つて措置したい

右に同じ。

昭和三十三年三月九日の閣議で「物価安定総合対策」を決定し公共料金の値上げ抑制措置は引き続きこれを堅持することとし、現在に至つてゐる。

一、橘湾に米海軍機雷訓練区域を設けることについては、その水域が水深その他の関係で訓練上適當な水域と考えられるので、昭和三十三年春以來地元関係者および関係機関に対し協力方を依頼してきた。

二、訓練区域の設定にあつては、地元関係者の意向等を考慮して、且下慎重に検討中である。

全國總合開發設計圖については、現在草案のついで各方面の意見を聴取して、本設計圖作成の準備を進めているので、請願の趣旨は、回計圖の作成にあつたつてできるだけ考慮したい。

全國總合開發設計圖草案における地域別道路、港灣等公共投資額の配分については、本年該地域における最近の投資実情および目標年度次における経済規模その他現行の長期計画等を基礎に総合的検討の上作成したものである。

なお、低開発地域の開発のため必要な公共

鳥取県倉吉市を国土調査法に基づく地積調査に関する特定計画地域に指定するの請願
(第六八六号)

鹿兒島県大根占檢察庁庁舎建築に関する請願(第三〇号)

鹿兒島県大根占簡易裁判所庁舎建築に關する請願（第二九号）

横浜地方裁判所小田原支部等の
合同庁舎改築に関する請願
(第二五九号)

核爆発実験禁止に関する請願
(第四〇三号)

身辺用細貨類の物品税制改正
に關する請願(三件)(第三六
三、四〇二、四二六号)

法務省

同

外務省

大藏省

投資については、努めてこれを先行的に実施し、あわせて「国民所得倍增計画」における「産業立地調整資金」の活用をも十分考慮したい。

地籍調査に関する特定計画については、国土調査促進特別措置法（昭和三十三年法律第百四十三号）の制定に伴い、昭和三十七年三月三十一日限り廃止され、あらたに同法に基づき国土調査事業十箇年計画が決定されたこととなつてゐるので、同計画の作成にあつたと、諸願の要旨にしたがつて十分検討したといふ。

昭和三十八年度において予算措置を講じ、諸願の趣旨にそるうにしたい。

本庁舎は、裁判所庁舎新改築計画に含まれており、昭和三十八年度において新営が実現するよう努力したい。

一、核兵器実験競争が再開されたことを極めて遺憾とする見地から核兵器実験を実施する国に対しては、そのつと抗議を行なう一方、第十六回国連総会においてはソ連の五カ国メカトン実験停止要請決議案を提出したほか、自発的な実験停止および有効な国際管理を伴う核兵器実験停止協定の早期締結の努力をおいた二決議案を支持するなどの国連の内外に求めた二決議案の早期解決のため積極的の努力をおいた本問題の早期解決のため積極的の努力を払つてきた。とくに昭和三十七年三月三日以降ジュネーヴで開かれていた三十八箇国軍縮委員会における核兵器実験停止問題の討議に対しては、重大関心をもち、その成り行きを注視するとともに、随時同委員会との各委員国に対し有効な国際管理を伴う条件協定の可及的速やかな締結のため努力するよう強く要請した。有効な国際管理を伴う核兵器実験の恒久的禁止を目標として今後とも努力をつくす所存である。

二、全面完全軍縮についても、その重要性にかんがみ、従来とも国連総会において軍縮問題解決に関する大国の第一義的責任を強調する一方、本問題について、のあらゆる建設的提案を支持してきたが、今後とも関係諸国が有効な国際管理を伴う全面的完全軍縮協定の早期締結のためさらに努力を継続していくよう強く要請していく方針である。

物品税法(昭和二十七年法律第四十八号)を制定し、第一種乙類に属する身辺用細貨類の課税を廃止するとともに、第一種甲類に属する身辺用細貨類についても、その課税最低限を二千五百円から五千円(貴石を用いたものは一万円)に引き上げたので、諸税の趣旨は十分達せられた。

写真機、フィルム等の物品税
軽減に関する請願（第一〇〇
四号）

たばこ販売手数料引上げに關する請願(六件)(第六一四、七〇八、七〇九、七七二、七九二、九五八号)

葉たばこ収納価格引上げ等に関する諸願（二件）（第二〇七二二六号）

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)を制定し、税率を三十%から二十%に引き下げたので、請願の趣旨は、達せられた。

松川葉は、第二在來種に屬し、主として飼切たばこの補充用として使用される。一部葉巻の上巻用として輸出されているので、葉たばこの收納価格は、在來種についていくぶん不利となつていた。昭和三十六年一月決定の不利益昭和三十六年産価格については、この事情を考慮し、昭和三十六年産価格に引き上げを實施し、昭和三十六年産価格にはその後の経済情勢の変動を考慮し、再昇等を考慮しては、最近における農村勞賃の上昇等々を考慮し、昭和三十六年産価格に對しては、四種の引き上げを行なつた。

なお、昭和三十七年産以來、在來種については葉のしを省略することとしたのでかなり省力となることが期待され、また、葉巻の上巻用および刻み用途で葉のしを必要とするものについては、別途葉のし代を必要とするものについて、別途で、取引価格の引き上げに算することとしたので、取引価格の引き上げと相まされた。また、葉たばこ収支状況は非常に改善された。また、葉たばこ取引価格の算定にあつたて生産費および所得補償方式を採用することにつきては、米の特殊特性に基つて適用することがとられては、米の現状に基つて適用することの妥当性が少ないと考えられるが、今後なおよく検討したい。

昭和三十六年度において、たばこ売り上げの少ない小売店に所得増加を図る趣旨から、一月あたり販売金額が十二万円未満のものに対し十二万五千円未満のものに引き上げるのと、この相当額を八・五％に引き上げるとともに、昭和三十三年度における販売手数料を従来の八％から七・五％に引き上げたものと、これら三つの増額を保障することとしたが、さらに昭和三十一年度においては五月以降、一月あたり販売金額二千五百円未満のものに、一月あたり販売金額二万円未満のものに引き上げるのと、また七月度においては五月以降、一月あたり販売金額十万円未満のものに引き上げるのと、八月・五％か九月・五％のいずれかに引き上げるのと、一月あたり販売金額百五十万円以上について一部料率の引き下げを行なつた。

なお、今後にはこ売り上げの増加によつて、たとへば小売店の取支状況はさらに改善されてきたと考へるのである。戦前と戦後とを比べると考へれば、こ販売手数料を十％とすることは考慮していない。

一、葉たばこの取納価格に一種類間若干差
があるため昭和三十六年産価格については、その算定方
式を考慮を加味するとともに、昭和三十六年産価格につ
いては、昭和三十六年の生産費を基礎として、昭和三
十六年九月にはその後の経済情勢の変動を考慮し、
慮して再引き上げを行なつては、最近における
三十七年産価格の行ないは、昭和三十六年
農村労賃の上昇等を考慮し、

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（第九七八号）

大藏行政における部落解放政策樹立に関する請願（三件）
（第六九二、六九三、八六四号）

同

同

一、国共公務員共済組合法および国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行取扱いを定めており、これらの法律施行前の取扱ひについては、従前の例によることを建前としてゐるので、従前の規定で年金権を付与せられなかつた者についてあらたに年金権を付与することは困難と思われる。

二、旧陸軍に勤務してゐた女子工員について、旧陸軍共済組合規則によつて年金に關する規定は適用されなことがなつてゐるが、旧令の特別措置法においても年金を受給者のためのものであるから、年金を支拂ふとせられたものではない。年金を支拂ふことは困難と思われる。

三、通算年金制度においては、昭和三十六年四月一日以降の期間については脱退手当金または退職一時金が支給されていれば通算しない建前である。

四、旧軍属の期間については、旧共済組合制度においてすでに退職一時金の支給が行なわれてゐるので、通算年金制度の趣旨からその期間を、厚生年金および国民年金の期間に通算することとは困難と思われる。

め、昭和三十七年度予算において、同対策のた
であつて、前年度予算額に對し一億七千三百
万円を増加した。この増加のおもなものは、
建設、地区道路の整備、同対策モデル地区の
整備であるが、同対策はその他の各級の、
国の施策を通じて、同実施されているのであ
る。昭和三十七年度予算編成に關する重点施
策として、とり上げられた社会政策（間接税、
所得と中心とする減税、社會保障諸施策の充
大強化、公共事業の振興、増進、教育科学の
充実、農林漁業の振興、中小企業の育成、強
等）をはじめ一般的振策によつて措置される
ものが極めて多いのであつて、要望の大宗は
これらの予算の執行を通じて逐次善処される
ものと考えられる。

なお、大衆減税の実施については、酒税の
負担は戦前に比較して、かなり重く、また、酒
類は国民各階層にわたつて、広く消費されて
ことが認められた。特に低所得階層の負担の重
いことが、正におかれた。大衆酒を中心とし
て、昭和三十七年度の税制改正において、平
均で約二割程度の引き下げが行なわれ、
を行ない、広く国民大衆の負担軽減を図つて
てゐる。また、たばこの税負担割合は、戦前
め、および諸外国に、比較してもおける葉た
納価格の引き上げ、最近における、
十個が一年以上昇つた。この小売価格が、
いるため、たばこ専売益金率は漸減し、実質的

預貯金利子引上げに關する請願(第一〇三六号)

米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に
関する請願(三件)(第三八九、
四四五、九四七号)

同

文
部
省

に減税となつており、さらに小売価格を引
き下げることは財政需要の増大にかんがみ、
困難である。砂糖消費税については、昭和三十三年度の税
制調査会の審議においては、昭和三十六年の税
制を図るため、減税すべきであるという意見も
あつたが、ふしう糖等の国内甘味資源対策と
の関連を考慮して減税の見送られたものである。
り、将来ともこれら甘味対策との関連を考慮
しつつ、なお検討することとした。

ては、部落で生産される物品の免税につい
ては、部落で生産される物品であるからとい
る理由によらず、物品税を免除することは差別撤
廃の趣旨にも逆行するものであり、税法系上
からも妥当な措置とは考えられない。

しも、零細企業保護については、零細企業保護
の立場から過去数年來の税制改正においても
物品税の減税措置がとられてきており、ま
同様に見地からは、皮革製品、かばん、袋物類
等についても、その免税点を大幅に引き上げ、
産者にもよらず影響品の課税について、兔毛
皮製品、羊毛皮製品を少なくするため、兔毛
産品をもたぬ税負担の軽減が図られたといえ

ろ。

国民金融公庫、中小企業金融公庫および商
工組合中央金庫の貸出しについては、國民
金融公庫は広く國民大衆に対して生業資金の貸
付を行なう機關であり、中小企業金融公庫
は資本金千萬元以下または従業員三百人以下
の規模のいわゆる中小企業者に対して事業資
金を融通する機關であり、また、商工組合中
央金庫は組合金融機関であつて組合に対する
融通を本來的使命とするものであるから、こ
れら三機關はそれぞれその性格に基づき資金需
要の実態に即して最も効率的に資金を貸付け
ることが望ましい。特に部落關係者に対する資
金の増加をはかる等については、困難である。

なるお、國民大衆ならびに中小企業者に対す
る資金の融通に於いて、政府はこれら三機
關の資金量を年々増加してその円滑化に努め
ており、事情は逐次改善されてゐるものと考
えられる。

貯蓄奨励の見地からは、預金金利を引き上
げることの意味が金利体系全般の問題に關連
があり、そのおおよぼ影響も考慮する必要が
あるのに、この際、慎重に検討の要があり、
ただちに賛成がたい。

大野町立大野北小学校および大野小学校は、
昭和三十三年から十四年度にわたって木造
防音工事を実施し、三十四年度中に木造
防音工事完成した。残した鉄筋建築部分の防音工
事を昭和三十五年、六年度で完了した。その

学校給食従事職員の身分保障
に関する請願(第一八号)

同

高等学校生徒急増対策に伴う
国庫補助増額等に関する請願
(第六一〇号)

同

岡山県立和気高等学校閉校校
舎の存続に関する請願(第二
九八号)
昭和三十七年度文教関係立法
措置等に関する請願(第三四
一号)

同 同

後、航空機の機種の変更に伴い基地周辺の騒音度が増大したので、まず大野北小学校に於いては、現在の木造校舎を鉄筋校舎に改築して防音工事を実施する必要がある。昭和三十一年度から工事に着手する予定である。残る大野小学校および大野中学校の木造校舎についても鉄筋校舎に改築して防音工事を逐次実施する予定である。

一、学校給食従事職員の実態調査の結果をも勘案し、昭和三十七年度における普通交付税にかかるとる基準財政需要額の算定を行なつていくものである。

二、学校給食従事職員の給与その他の身分保障については、地方公務員法その他の関係法令の規定により、その勤務の実態に即して、一般の地方公務員と同様の身分取扱ひがなされる建前とされてゐるので、学校給食従事職員についてのみ一般の地方公務員以上の法的保護を加へることは適当でないものと考えらる。

三、実際には、学校給食従事職員の責任の範囲、職務内容、勤務時間その他の勤務態様等が異なることにもよつて、その給与等の処遇にも取扱いの差異を生ずるが、今後学校給食の実施体制を整備して、その充実に促進することにより、逐次、その差異が解消されるよう努めたい。

一、昭和三十一年度においては、とりあえず高等学校生徒急増対策として国庫補助金十三億円のほか、起債五十億円の地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額において九十一億円の必要な財源措置を行なつて、地方交付税法の改正のほかにとくに考へて、二、工業高校の増設に伴う補助率を特定県について高率とすることは、補助金の趣旨等からみて適当でないと考えらる。

三、昭和三十一年度予算において、国の補助は工業高校の一般校舎および産業教育施設の外の高等学校の施設の整備については、起債および地方交付税をもつて措置することとしてゐる。

四、学校用地の買収費については、地方債の弾力的運用を考慮したい。五、昭和三十一年度には高校急増対策の一環として地方債の枠を五十億に拡大してゐる。

設置者である岡山県の処理すべきものと考えらる。

一、高等学校生徒急増対策については、とりあえず昭和三十一年度において国庫補助金十三億円のほか、起債五十億円の地方

公立文教施設整備に係る新年
次計画樹立等に関する請願
(第六〇八号)

同

文部行政における部落解放政
策樹立に関する請願(四件)
(第四九四、六九五、六九六、
八六五号)

同

交付税算定の基礎となる基準財政需要額に於いて九十一億円等必要な財源措置を行なうこととしてゐる。なお、土地取得費については、別途地方債の弾力的運用を考慮したい。

二、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)を制定したので、請願の趣旨は達せられた。

三、食糧管理特別会計繰り入れによる小麦粉百グラムあたり一円の補助は昭和三十一年度も継続されることになり、これに對する経費十四億二千五百万円が同年度予算に計上されてゐる。

四、公立学校教職員年金制度については、昭和三十一年十月一日実施を期して第四十回国会に地方公務員共済組合法案および同法の長期給付に関する施行法案を提案したが、継続審議となつた。請願の趣旨はこれらの法案中において配慮されてゐる。

一、新年度計画の樹立については、今後研究したい。

二、高等学校の生徒急増対策として、昭和三十一年度は、国庫補助金十三億円のほか、起債五十億円の地方交付税九十一億円をもつて必要な財源措置を行なうこととしてゐるが、昭和三十一年度以降については、昭和三十一年度の実態をみたうえで検討したい。

三、構造比率および建築単価の引き上げについては、今後とも努力したい。

四、校地取得費に對しては、原則として学校新設に際し、あらたに学校敷地を取得することが、財政上困難な場合であつて、とくに緊急と認められるものについて起債を許可することとしてゐる。

国立機関に水に関する教育、基礎研究機関設置等に関する請願（第一〇二二号）

教育関係千四百四十四万円である。

(一) 義務教育費の父兄負担の軽減を図るため、無償の原則の確立および教科用図書、金庫補助金、児童生徒に対する就学援助のため、地方財政法の一部改正による学校経費に対する住民の税外負担の解消を図る等の措置を講じていく。

(二) は、今後十分検討したい。

三、請願の児童生徒に対しては保護者に対する出席者の督促・保護者の啓蒙、児童生徒に対する指導、健康管理の徹底等を行なう。一方、教育費負担の軽減のため各種の施設、奨励金を国および地方公共団体の就学奨励補助金を三十年度公営団体が算上している。昭和三十一年度八百万円が計上されている。

四、府県および市町村にはすでに地域の実情に於いて協議会が設けられている。

五、日本育英会による奨学金の貸与につき、同和教育として特別制度を設けることは、現在のところ考えていない。しかし、運用上特別な事情を考慮することについては慎重に検討する。

六、同和教育に関する授業科目を全国画一的に実施することは、適当でないと考えられる。

七、入心一面におよび三、同和地区における物心の整備に要する生活条件を改善向上するための整備に要する経費について、昭和十七年度千四百四十万円を計上し、同和地区の振興に努めるが、一般対策として青年学級、婦人学級、子供会および公民館について、その充実振興をはかるため、今後とも努力したい。

一、昭和二十八年度から公立の幼稚園の新増設については、国庫補助金を支出していない。

二、高等学校教育を義務制化することは、現在のところ考えていない。

水に関する学科の新設については、その必要性、大学側の意向等を考慮して慎重に検討したい。

水に関し、現在、国立試験研究機関の新設については、科学技術会議において審議中のものがある。

国立大学に陸水研究学科新設等に関する請願(二件)(第七六四、八九三号)

中学校生徒の増加に伴う予算上特別教室を全体坪数のわく外とするの請願(第三二二号)

公立義務教育諸学校の学級、編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等の諸願（第三六号）
中学校技術家庭科の施設、設備費国庫負担金等増額に関する諸願（第二号）
義務教育教材費国庫負担等増額に関する諸願（第一九号）

同

同

同

「國立試驗研究機關を刷新充実するための方策について」（諮問第三号）に対する答申を尊重して慎重に検討したい。

なお、現在關係各省の附屬研究機關において、それぞれ行政目的に則して水に關する研究を行なつており、また、名古屋大學理學部に附屬する水質科學研究施設において基礎科學的研究を行ない、それぞれ相當の成果をあげている。

水に關する民間の研究機關の援助活用については、先づ重要な調査研究について補助金や委託費を交付してその援助活用をはかっているが、今後とも十分に考慮したい。

水に關する重要な調査研究の總合的推進については、先づからその有機的、總合的推進をはかつてきたが、今後とも國・民間等のはかるなど研究の連絡、協力の一層の緊密化をはかるなど資源調査等においても、水に關する總合的基礎的調査を行なつてゐる。

右に同じ。

現行法の生徒一人あたりの基準坪数は、普通教室の整備だけでなく、最少限度の特別教室、特別教室分の坪数を確保する基準である。特別教室分の坪数を保有坪数から控除して算定することはできない。しかし、現実には、基準以上の特別教室が整備されているため、不足坪数は生じないが、普通教室の不足が生ずる学校もある。そこでこれに對しては、文部大臣の特設規定があり、文部大臣が教育上とくに必要があると認める場合には、一定限度の範疇内で保有坪数を減じて資格坪数を算定できることとなっている。

標準法を改正し教職員定数基準を引き上げることについては今後十分検討したい。

中学校の技術家庭科設備については、さしあたり昭和三十五年より三箇年計画をもつて必要最少限度の設備の整備（一校あたり事業費三十万円、補助二分の一、補助金十数万円）に上つてゐる。

なおこの整備計画終了後は、現有設備状況等を調査の上、必要な措置を講ずる方針である。

義務教育教材費および学校給食費の負担率および補助率を三分の一に引き上げることとは、これに伴う国の財政負担および国と地方の財政負担区分の問題等検討すべき問題が多いため、現在のとこ困難である。

なお、学校給食費について、昭和三十一年度において、とりあえず補助対象児童生徒の率の引き上げ、補助単価の増額等を行なつ

国民健康保険事業一部負担金
引下げ等に関する請願（第一
三号）

国民健康保険の給付内容改善
に関する請願(第四七四号)

在日朝鮮人の帰国協定延長に
関する請願(第六号)

戦傷病者のための単独法制定
に關する請願(第四一四号)

原爆被害者援護法制定に關する請願（九件）（第三七二、三三三、四二四、六三三、六三三、六五五、六五七、六五八、一〇四五号）

厚生省

きるだけ計画的に行なうよう努力したい。

一、世帯主については、今後努力も十分検討したい。その際の
二、財政措置については、今後努力も十分検討したい。二十四
億円の特別六年度給付補助金を交付した。療養給
付た昭和三十三年四月一日からは、療養給
に引き上げている。国庫負担は二割から二割五分

国民健康保険の療養給付費に対する国庫負担率は、従来の二割から昭和三十七年度以降二割五分に引き上げられたが、その増額について、今後も検討したい。また、給付率の引き上げについては、財政事情をも勘案のうえ、十分努力したい。

昭和三十一年七月三十一日、朝鮮赤十字
年十一月まで実施されることとなつて
現在におよんで、現実の帰還者のいちじ
の減少からみて、日本赤十字社としては協
定の再延長の必要は考えられな旨表明し
ているが、政府としては、本来の趣旨にかんが
み、集団帰還については、今後の実情にそつて
検討したい。

戰傷病者に対する援護は、恩給法、戰傷病者戦没者遺族等援護法等、未帰還者留守家族等援護法等によつて戰傷病者等の日本有鉄道無賃乗車等に関する法律等により、それぞれなされてゐるが、それらの法の趣旨、目的に照らし最も適當と認められる機關において効率的に実施され、かつ、その目的を達しつつあると認められるので、いま、直ちに法規および援護機關の統一を図ることは必ずしも適當でないと考えるが、なお慎重に検討したい。

一、特別被害者の該当要件については、検討の結果、爆心地から二キロメートルから三キロメートルの区域内で被爆した者に拡大する等の措置により緩和し、昭和三十七年四月から実施したところであり、現在さらに緩和することと考へていない。

また、医療手当は、原爆症に対する医療効果が十分にあらがるよう設けられたものであるが、その増額については、なお研究し

二、生活保障の問題としては、生活保護法による最低保障との関係もあり、被爆者についてのみ別の基準を定め、保障を行なうことは、困難である。

三、および四、他の戦争犠牲者に対する援護との均衡の問題もあり、きわめて困難と考へる。

五、温泉療法については、原爆症に關して、その方法、治療効果等について医学上未だ明らかでない点が多いので検討中である。

六、被爆当時胎児でなかつた被爆者の子供に

原爆被害者救援に關する請願
(七件) (第二七〇、三四九、
六三四、六五九、六六〇、七
九九、一〇〇〇号)

結核予防法の命令入院予算増額等に関する請願（第四七五号）

結核患者保護のための立法化等に関する請願(第三〇〇号)

同

四

4



についても被爆者とするのは、合理的根拠が乏しいと思われる。

七、および八、被爆者であることによつて国鉄料金割引の特典を認めさせたことは、他に優先する種々施設利用の認めることは、他の戦争犠牲者の均衡上原難である。

九、現在いわゆる原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射能研究所、広島および長崎の原爆病院等で行なわれているが、その内容の充実に努めたい。

○、業務費としては、健康手帳交付費、台帳交付費、台帳作成費等を交付しており、施行に支障をきたすものないようその充実につき、今後も努力したい。

ロメタールの区域内で被爆した者に拡大する等の措置により緩和され、昭和三十三年四月から実施したところであり、現在までに、月からは考えられていない。また、医療手当は、原爆症に対する医療効果が十分にあらがうよう設けられたものであり、生活保護を目的としたものではないが、なお、研究したい。

二、生活保護の問題としては、生活保護法による最低保障との関係もあり、被爆者に法に

六、現在原爆症に關する研究は、広島大學附屬
六、現在原爆症に關する研究は、広島大學附屬

命令入所制度については、早急にその完全実施を図るため、事務体制を整備するとともに予算の確保に努めている。また、結核医療費公算の確立に關し、自己負担の軽減については、今後とも検討していきたい。

当面現行法による命令入所制度の活用により、医療費負担の軽減を図ることに重点をおきたい。

一、生ワクチンの投与対象は、昭和三十六年は六才未満に限られていたが、昭和三十七年は十三才未満にまで拡張、すでに実施中である。

二、生ワクチンを輸入する場合には、国家機関による厳重な検査を実施してその安全性を

三、生ワクチン投与については、広報資料を十分に措置を講じていきたい。今後とも同様に十分な措置を講じており、今後も同様確認したりえて輸入していきたい。

日本住血吸虫病予防事業等の経費国庫負担金増額に関する請願(三件)(第二六一九四、一九五号)	同
し尿処理施設に関する請願(第八号)	同
し尿処理場並びにじんあい焼却施設事業費国庫補助増額等に関する請願(第一〇一四号)	同
生活保護法の最低生活保護基準額引上げ等に関する請願(第四六八号)	同

に努めており、他の予防接種と比較してきわめて高い接種率をあげているが、今後とも引き続き投与の徹底を図つていきたい。四、ガランタミンは昭和三十六年輸入許可となつたが、学界においては未だその効果についてまとまつた意見がなく、なかには効果の研究をまつて検討したい。五、ポリオによる後遺症の残つた児童については、児童福祉法による育成医療および身体不自由児施設への収容により治療に万全を期したい。なお、治療に要する費用のうち保護者が負担できない部分は公費で負担することとしてゐる。日本住血吸虫病の早期撲滅を図るため、他の施策にあわせて国庫負担の引き上げについても十分検討を加えたい。

化学処理方式によるし尿処理施設については、昭和三十六年度から国庫補助対象施設に採り上げてすでに実施している。

し尿処理施設整備費の国庫補助率については、昭和三十一年度より一般都市三分の一、大都市四分の一に引き上げた。また、ごみ処理施設整備費に対する国庫補助は、従来堆肥化施設のみについて行なつてきたが、昭和三十一年度からあらたに焼却施設についても国庫補助を行なうこととした。

一、世帯は、消費生活上の基本的単位であり、国民生活の実態に着眼して、この原則を改める必要はないと思ふ。この原則を改め、世帯単位の取扱ひによつては法の目的を達し得ないと認められる場合には個人単位とする取扱ひを認めている。二、保護基準については、一般国民生活水準の推移向上に即応した改善を行なつていく考えである。なお、入院患者の日用品費についても同様におおむね改善を行なつていきたい。三、期末一時扶助制度は、昭和三十六年度からあらたに設けられたが、その額の引き上げについては、一般生活費と同様に国民の生活水準の向上に対応して増額するよう努力したい。四、自治会費は、任意団体に加入していることに伴う費用であるので、これに関する加算または「収入からの控除」の取扱ひをすることは、不適当と考える。五、朝日裁判については、生活保護制度全般にかかわる重要な問題であり、国として十分慎重に取り扱つていくべきものと考えている。したがつて控訴を取り下げの意思はない。六、医療扶助の診療方針および診療報酬は、国民健康保険の例により取り扱われている。

職業補導中の生活保護法の取扱いに関する請願(第一〇号)	同
結核回復者の優先住宅設置に関する請願(第四七六号)	同
身体障害者の福祉拡充に関する請願(第五八二号)	同
厚生行政における部落解放政策樹立に関する請願(第六九七号)	同

ところであり、これは最低生活保障としての生活保護法の内容としてふさわしいものと考えている。また、診療制限を行なつていくことはない。

公的扶助における補足性の原理からいって被保護者に対し支給される職業訓練手当を収入として認定することは、やむを得ない。なお、職業訓練を受けるために経費を要するときは、職業扶助の技能修得費として支給することができよう。

結核回復者については、実状を調査して第二種公営住宅への特定目的入居について措置を検討したい。

身体障害者の福祉については、関係法令の制定その他の措置がとられてきているが、なおその内容の充実をはかるとともに、各制度の統合についても十分検討したい。

一、生活保護について

(一)生活保護法の根本(生活保障法の制定)改正について

現在社会福祉審議会には、生活保護専門分科会が設けられて、保護基準について審議が行なわれているので、つくにあつたな審議会を設ける必要はないと考える。

(イ) 保有を認める資産の範囲については、国民生活の向上等に歩調をあわせて考慮していききたい。

(ロ) 公的扶助としての生活保護法においては、補足性の原理は不可欠の要素と考へられるので、要する取扱いについては、生業扶助および各種控除制度の運用により内容改善について十分考慮していききたい。

(ハ) 公的扶助については、補足性の原則が不可欠であり、扶養義務が優先するのは制度上当然のことである。また、世帯単位については、世帯が消費生活上の基本的単位であることからいって、この原則を改める必要はないと思ふ。

なお、世帯単位の取扱ひによつては法の目的を達し得ないと認められる場合には個人単位とする取扱ひを認めていく。

(ニ) 二審制の不服申立制度があり、要保護者の権利の保障の措置が講じられていないので、これを十分に機能させる必要があると考える。

(ホ) 医療扶助の内容は健康保険本人と同一と異なるものではないが、手続の簡素化等については、今後とも十分検討

(甲) 住宅基準については一般基準額より難
しい場合は、特別基準により支障のない
よう配慮しながら今後十分研究したい。
(乙) 最低限度の生活保障としての教育扶
助は義務教育の修業をその内容とする
ものであるが、この点に自副長に効果
的である場合には高校等義務教育以外
の学校への進学が道が開かれてしま
う。したがって、一般低所得世帯との均衡等に
かんがみ、大学への進学を認めること
は現在のところ困難であると考えら
れた。この問題については今後十分検討
したい。

(丙) 一般国民の生活水準の推移向上に即
ち応じ、今後も各扶助の内容改善を行な
う考えである。

(丁) 生活保護の実施が同時に市町村また
は都道府県の住民に対する福祉施策で
あることも等々の事情にかんがみ、生活
保護費を全額国庫負担とすることは適
当でないと思われる。

(二) 法改正まで行政運用による改正につい
て

ア 被保護者の自立助長および勤勞意欲
の向上を図るため動員に伴う必要経費
として基礎免除、新規就労免除、特
別免除等の引き上げにより内容改善を
図つてきたが、今後とも改善するよう
努めた。

イ 成績優秀で自立助長に役立たと認め
られる者については、保護を受けなが
ら高等学校が定着した取扱ひがなされ
て奨学金制度や世帯世帯資金の貸付等による
奨学金制度その他の福祉施策の推進その他
の諸事情に応じ、生活保護法上の取扱
ひの改善に力をつけてきた。

ウ 自立を助長するたため生業扶助につい
ては、今後とも引き続き改善するよう努
力をした。

エ 額の引き上げについては、諸般の事
情を検討し考慮したい。

(三) その他の社会保障制度の完備について

ア 医療保障制度の改善について

イ 財政その他の観点からみて直ちに実施
することには困難であるが、給付内容の
改善等については十分努力したい。

ウ 右に同じ。

エ 現在必要な医療は実施することとな
つてゐるがなおその適正を保つよう
努力したい。また、予防給付等につ
いては十分研究したい。

エ 結核対策

(四) 感染性の患者は原則として命令入
所の対象とし、低所得階層に命じて
は、その費用は全額公費負担を行な
うことになつてゐる。また、これに

(イ) 在宅患者を取容するための結核病
床は、全国的にみれば不足している
い、が、地域的に不足しているところ
もあるのを、調整している

(ロ) 健康診断、予防接種は、早期治療
あるいは感染源対策のため基本的、事
業であり、その実施方法の合理化等
検診のためのX線自動車の整備等に
努力しているが、今後とも検診率向
上のため、一層努力したい

(エ) 在宅患者に對しては、保健所保健
婦の訪問指導を行ない、できる限り
入所を指導し、入所できない患者に
對しては患者管理および家族検診の
完全実施を期しているが、さらに一
層の徹底を期したい

(二) ア 所得保障について
福祉年金
および福祉年金の年金額の引き上げ
および支給開始年令の繰上げについ
ては、福祉年金長期計画の一環とし
て検討中である

(イ) 母子福祉年金の加算額は、国民年
金法の一部を改正する法律（昭和三
十七年法律第九十二号）により四千
八百円に引き上げられたが、基本額
の引き上げについては、すべての福
祉年金を通ずる問題として検討中
である。また、所得制限について、
国民年金法の一部を改正する法律（
昭和三十六年法律第五十七号）によ
り三十六歳以上七十五歳未満の年
金受給権者が二十五歳以上の子と生
計を同じくしていることによる支給
停止の措置を撤廃することにも、
所得制限を撤廃する加算措置を孫
および弟妹にまで拡大した加算額を
一萬五千円から倍額の三萬円に引き
上げたが、国民年金法の一部を改正
する法律（昭和三十七年法律第九
十二号）により本人所得制限の基準
額を三萬円から十五万円に引き上げ
た。この結果、一人を養育する母
子世帯は十八万円、二人を養育す
る母子世帯は二十一万円の所得があ
つても支給停止されないこととなつ
た。

(ロ) なお、所得制限については、今後
とも緩和を図つていく所存である。
障害福祉年金の年金額の引き上げ
については、他の福祉年金と同様
検討中である。

支給対象を現行の一般程度より輕度の者にまで擴大することおよび家族加算制度を創設することによつては、今後慎重に検討したい。また、内部障害者を障害福祉年金の支給対象に納入することは、目下国民年金審議会において慎重な検討がなされておゐる。その結論をまつて処理したい。所得制限については、本人所得制限を中心にして、昭和三十六年法律改正する法律（昭和三十六年法律第九十六号）昭和三十七年法律第九十二号）により緩和を図つてきたが、今後とも逐次緩和を図る所存である。

(六) 生活保護制度は、最低生活保障の趣旨から補足性の原則に基づいて、調整の収入を収入として取り扱ひ、調整を行ふのであり、同制度において、令では、福祉年金の実施を機に、老令、身体障害者および母子の加算し度を新設した。また、加算額を増額して、實質的には生活扶助等と福祉年金が併給されるのと同等の效果を生ずることとしたので、今後さらにあらためて両者の併給を行ふことは、全く考慮できない。

拠出年金

(ア) から直ちに實現は困難ではないけれども、所得比例制の導入等は、今後の課題として検討したい。

(イ) なお、貨幣価値變動に伴うスライドについては、すでに国民年金法に、国民の生活水準その他の諸事情の變動に應じ、年金額は調整が加えられるべき旨の明文規定があり、また、保険料の免除については、免れた場合にも納付した場合同様に、免庫負担を行ないこれに應ずる拠出年金が支給できるよう、国民年金法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十二号）により改正された。

(ロ) 国民年金の積立金は、資金運用部資金のうち、年金資金として、くに区分し、その使途も、国民年金審議会に諮り、生活環境の改善、社会福祉の向上等、国民生活の充実に最重点をおいて融資している。

ウ 保険財政その他の点からみて、直ちに実施することは困難であるが、十分検討し、改善に努めたい。

エ 世帯厚生資金貸付制度については、昭和三十六年度において、資金種類の増設、貸付限度額の引き上げ、償還期限の延長等制度の大幅な改善を行つた。ほか、昭和三十七年度においては、あ

國民年金事務費取扱費増額に關する請願(第一〇一三號)
未歸還者留守家族援護に關する請願(二件)(第一一五、四五三號)
國民年金事務費増額に關する請願(第九號)
病院等の給食改善に關する請願(第四七一號)
國民年金事務費増額に關する請願(第九號)

同 同 同 同

らたに災害援護資金を創設することとした。
なお、保証人については、この制度が一種の金融制度である以上、これを要しないものとするべきでない。三、昭和二十八年生活環境改善のための施策は、昭和三十三年事業も拡大され、昭和三十六年作業場においては隣保館と共同浴場、共同作業場に対する補助率をそれぞれ二分の一から三分の二に引き上げ、昭和三十七年度においてはさらに道路整備の用地費について国庫補助の対象としたが、今後生活環境を改善するための施設の整備に努力したい。

四、被災者の生活援護については、災害救助法による応急救助として避難所の収容品供給、被服の供与、炊出しその他の食品の供給、医療施設等必要な救助を適確に実施し、全金を用いて更生資金の見舞金の支給等は、次のように考えている。

(一) 慰金、見舞金の支給については、国の制度であり、行なうことは慎重に検討する問題であり、なお今後の研究にまちかたる。

(二) 自立厚生資金の貸付については、世帯更生資金（母子福祉資金等の各種施策により完全を期している）かとくより災害者の特殊性に応じ、昭和三十一年度より世帯更生資金のうち災害援護資金貸付制度で賄った。

(三) 療養費については災害による傷病者に対しては、緊急的な措置としての災害救助法による給付のほか、国民健康保険制度に準ずる厚生資金貸付制度等により十分対処できるものと考へてゐる。

関係医療機関を十分に指導し、所要の監督措置を講じて給食内容の改善向上を図りたい。

七、国民年金市町村事務交付金は、昭和三十年年度分、拠出年金分として被保険者一人あたり百十円、福祿年金分として裁定請求書一件あたり六十円を増額されるが、今後とも増額につけて努力したい。

右に同じ。

一、留守家族の心情にかんがみ、また、未婚還問の全面的解決を図る見地から今後檢討したい。

二、葬祭料については、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百十五号）の規定により増額措置が講ぜられた。

三、現地の復員特集、現地召集解除者の一部には離れ家を召喚解除の理由が軍人としての身分を復元し、公務死亡したものと同定

昭和三十七年九月二日 参議院會議録追録 第三十九回国会において採択された請願の処理経過

陸中海岸国立公園地域を拡大し三陸沿岸一帯の追加指定に関する請願(第九四四号)
被爆者援護法制定に関する請願(第七一七号)

同 同

小児マヒ対策促進に関する請願(第七九八号)

同

「特」および現地召集解除者の全部にわたつて一律に軍人としての身分を復元することについては、できないものと考えられる。
四、昭和三十七年八月以降留守家族手当の支給を終つたこととなる未帰還者の大部分は、生存の期待がほとんどなく、すでに死亡しているものと推測されるので、未帰還者に関する特別措置法が制定された趣旨にかながみ、留守家族の親族関係の不安定な状態の解消、生活設計の切替え等の意味から同法により戦時死亡宣告を受けられることが適当と考えられるので、留守家族手当の支給期限の延長を行なわなかつたこととする。

国立公園の体系整備について検討中であり、三陸海岸地帯における国立公園の地域についても、その一環として考慮したい。
一、特別被爆者の該当要件については、爆心地から二キロメートルの区域内から三キロメートルの区域内で被爆した者に拡大する等して緩和し、昭和三十七年四月から実施したところであり、現在さらに緩和することとは考えていない。
二、増額については、研究したい。
三、現在、原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射研究所、広島および長崎の原爆病院等で行なわれていることは、
四、ビキニ被災者を適用範囲とすることは、
五、現在考へていない。
中心とするため前を崩すことは、生活保護法等との関係もあり、困難である。

一、諸外国の専門家の意見によつてもワクチンの投与対象はまひ患者のおよそ九十程度を占める年齢層まですれば十分であるとされているが、昭和三十七年度において、十三才未満の者まで対象を拡げており、これにより十分流行を阻止できるものと考へている。
二、昭和三十七年度は昨年投与を受けた者も対象に含めて、型別に二回に分けて投与を行なつており、十分な予防効果が得られると考へられる。
三、血液抗体検査については、従来より地方衛生研究所の設備整備を行つてきているが、今後も引き続き整備を図つていく。

四、ガラタミンは昭和三十六年に輸入許可となつたが、学界においては未だその効果についてまとまつた意見がなく、なかには効果に疑問を持つ意見もある。さらには、学界的な研究をまつて検討したい。また、ポリオによる後遺症の残つた児童については、児童福祉法による育成医療および不自由児童施設への収容により治療に万全を期し

福岡県中周市における大正鉱業直営病院の新築、開設並びに委託経営反対に関する請願(第二五号)

同

らい療養所の医師、職員のうち員等に関する請願(第三四二号)

同

国立療養所の給食費引上げに関する請願(第四七三号)

同

病院等の看護人員増強に関する請願(第四七三号)

同

保育単価基準改正等に関する請願(第二一七号)

同

保育事業関係予算に関する請願(第三〇九号)

同

五、たい。基準等の問題があり、なお若干の時目には要する状況にある。一方ソークワクチンは昭和三十六年の流行に際してその有効性が確認されており、諸外国に於いては有効性が用を継続しているもので、いま直ちにソークワクチンによる予防接種を廃止するのには適当でないと考えられるが、両者の関係は適当で、今後さらに検討し、慎重に決定したい。

当該病院の開設計画は、医療法の規定に反しない限り与えられるものであり、現在のところこれを法的に規制することはできないので、当事者間の話し合いにより解決されることを期待したい。

国立らい療養所に勤務する医師等の充足のため給与改善、研究費の増額等に一層の努力をしよう。また、患者の生活福祉の向上および処遇改善等については、らい医療の特殊性にかんがみ、実状を十分検討のうえ、関係予算の増額を図る等、その改善に努力したい。

昭和三十七年度において従来の患者一人あたり一日百五十円二十九銭の材料費単価を百十五円に増額した。これは、材料費の増額に五円、これに実施にあつたのは、購入方法および給食技術の向上に一段の工夫を加え、同時に、給食調理機械器具の整備を促進する等の措置を講じて、実質的に給食内容の改善に努力するとともに、材料費の増額には、今後とも一層の努力をした。

病院の有すべき看護要員の基準については、現在医療制度調査会においても審議されているが、看護要員の需給状況等をも勘案のうえ、慎重に検討したい。

一、近年、保育単価が増額されてきたことに関連して、至急検討したい。
二、負担能力の認定が公平に行なわれ、事務処理が適確、迅速に行なわれるよう現行の制度を採用しているが、認定が可能な範囲において現行における事情を考慮するよう弾力的な実行を図りたい。
三、保育所本来の趣旨からして、保育に欠けている児童を入所させるといふ観点から入所措置基準を設けており、今後なお、検討したい。

一、保育所等社会福祉施設の職員については、社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)が施行され、国および都道府県の補助を伴う退職共済制度が確立された。
二、保育母の資質の向上については、毎年指導者講習会を開催するなど努力してきたが、今後とも身分制度の内容改善等資質の向上に

アフターケア施設の運営改善に関する請願（第四六九号） 同 現在、国庫補助の行なわれている結核回復者の食費の引き上げについては今後とも努力したい。なお、入所期間の延長については、入所者の個々の事情に即して行なうよう指導している。	結核による低肺機能者等のための国営コロナー設置に関する請願（第四七八号） 同 結核回復者については、現在結核回復者後援施設を各都道府県に整備するよう努めて設置については、慎重に研究したい。	国立ろうあ者厚生指導所の施設充実等に関する請願（第六三七号） 同 指導訓練の充実および設備の整備については、今後とも十分努力するとともにその運営の一層の向上をはかりたい。	引上げ医療費国庫負担に関する請願（第四八〇号） 同 昭和三十六年の医療費の引き上げにあつては、保険料負担分については、相当大幅な国庫負担措置をとつたが、患者負担については、ある程度の増加はやむを得ないと思つてゐる。しかし低所得階層については、各種の社会福祉施策等によつて、その負担の軽減を図つていく所存である。	健康保険の給付内容改善に関する請願（第四六七号） 同 一、および二、健康保険制度における給付内容の改善については、社会保障制度の総合調整の一環として検討したい。	生活保護法及び健康保険法適用入院患者の給付に関する請願（第一二二号） 同 療養の給付は、指定医療機関から必要な医療として給付されるものであり、この場合の医療内容は基準承認施設であるか否かにかかわらず、所要の内容を有すべきものである。これに加えて金銭等の給付は必要でない。	農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願（第三〇二号） 農 林 省 一、農業基本法関連法案の成立状況について は、第三十九回臨時国会において農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業被害保険事業団体系案が継続審議となり、大麦および小麦の生産および政府買入れに関する特別措置法案が審議終了廃案となつたのを除いては、他の重要関連法案となつてはすべからず、第四十回通常国会に上程される諸法案についても第四十回通常国会において成立を強く期待してゐる。 二、農業近代化資金制度については、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百
青果物の選果荷造研究費増額に関する請願（二二二号）（第二七九、三三〇号） 同 一、企業合理化促進法第三条に基づく、農林水産企業合理化試験研究費の補助は、昭和三十六年度においては、大幅に増額した。そのうち千八百万円を交付したが、その試験研究の主な内容は、果実の選果荷造に関するものであり、昭和三十七年度においても引き続き果樹振興関係には極力重点をおいて対処してゐたい。	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同

早場米売渡期限の再延長に関する請願(第三三二号)

高松港の木材輸入港指定に関する諸願(第九三六号)

中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願（七件）（第三〇三、三〇四、三一五、四二一、五七九、六一一、九四一号）

中央卸売市場法第十五条の六
等改正に関する請願（二件）
（第一〇二六、一〇二七号）

農業經營相續法制定に關する
請願(第四三四号)

5

同

同

転しつつあるので、今後とも早急に補償交渉が妥結するよう努め事業の促進を図りたい。

第二室戸台風災害対策の一環として、とくに被害の大きかつた新島嶼については、農業の遅延の実態にかながみ、政府の買入期日第一日として五日間延長し、昭和三十一年十月五日までとした。なお、第二期以降については、天候不良による収穫、調整出荷の遅延等の実態にかながみ、政府の買入期日第四期日を全国的に四日間延長し、昭和三十一年十月二十一日から十一月四日までとした。

高松港は、未だ開発に指定されておらず、かつ、水面貯木場も建設途上にあるので、木材輸入税の指定基準に適合した場合に指定するよう考慮したい。

生鮮食料品の市場対策については、中央売市場法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百三十三号）を制定し、中央売市場の施設の整備と取引きの適正化を促進するものとして、産地においては、なお一般家庭までの流通の關係においては、なほ改善しなければならぬ問題があると思われるので、現在流通機構についての詳細な調査を行っており、その結果をまづ市場問題もあわせて抜本的な措置を検討したい。

一、中央卸売市場に仲買人を置くことの可否はなるべく市場における取引を簡素化数量、地域内の流通状況等の実状に応じ定めることと望ましいので、必置卸を原則とする制度は適当でないと考えらる。

二、中央卸売市場は生鮮食料品

法第一条の一に中央卸売市場は生鮮食料品

る御売りを行なうために本法による御売りを
の市場を「御売人」の規定における御売りと
御売人と仲買人または売買参加者との間の
せり売り等の売買を指しているため、その
売り方に「御売人」という名称を使用してい
るが、この名称をそのまま現在の仲買人の
名称とすることは、現在の御売人の名称と
の關係もあるので慎重に検討したい。

三、せり売りまたは人札以外の売買方法によ
ることができる特定物品は、品質の格付に
を実施することができる条件としているが、こ
のような物品についてはとくに市場取引きの
簡素化を図ることが望ましいので、この線
にそい、品目に応じ、市場の実情に
即して検討したい。

農業基本法第十六条に基づき、家族農業経営が細分化することを防止するため講ずべきこととされている施策について、相統にべき農業経営の細分化の実態に即応して慎重に検討することとあり、昭和三十年度において、は、とりあえずおおむね全国にわたり相統による農業経営細分化の実態調査を行なうこととしている。

果樹農業振興特別措置法に基
づく果樹植栽資金貸付利率引
下げ等に関する請願（二件）
（第二八二、三三三号）

果樹農業振興特別措置法に基
づく果樹共同利用施設等の融
資に関する請願（二件）（第二
八一、三三二号）

地方青果物卸売市場法制定に
関する請願（三件）（第五三、
一五三、二九一号）

長野県の干害応急対策事業費
国庫補助等に関する請願（第
七五三号）

万国家きん会議誘致に関する
請願(第一四三号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の
抜本的改正等に関する請願
(第七八五号)

四

同

同

同

同

通商産業省

果樹植栽資金については、昭和三十六年度は十億円の貸付けを計画したが資金需要等を考慮し、昭和三十七年度は十五億円の貸付計画を計画した。また、現行貸付利率は据置期間中六分償還期間中七分となっているが、その引き下げについては、よ慎重に検討したい。

共同利用施設については、原則として農業近代化資金で事業を推進することとなつてゐるが、果樹関係では、とくに事業費に多額を要し、資金需要の強い大規模共同採果場については、公庫資金の貸付けを行なうことを計画してゐる。

生鮮食料品の地方市場対策について、第十四回国会で中央卸売市場法が改正された。早急に所要措置を講ずるよう附帯決議されたが、産地から一般家庭に至るまでの流通経路については、改善すべき問題が極めて多く、現在、流通機構について詳細な調査を行なつてゐるのである。結果等を十分検討の上、地方市場問題についてもあわせて改善合理化をはかることとしたい。

昭和三十六年の干害応急対策事業については、長野県に対しては、補助金六十八万二千円を予備費から支出することとした。

なお、干害恒久対策事業については、今後とも事業の進展に努めたい。

日本で開催する場合の所要措置、関係団体の協力体制等につき検討のうえ決定したい。

九州七県に対しては補助金九千二百十五万円を予備費から支出することとした。

なお、干害恒久対策事業については、今後とも事業の進展に努めたい。

二、石炭鉱業合理化臨時措置法の技術的改正
石炭鉱業の合理化については、石炭鉱業
合理化臨時措置法の一部を改正する法律
(昭和二十七年法律第九十四号)を制定し、
次のような改正を行なつた。

(一) 非能率炭鉱整備の促進
昭和二十七年度から昭和三十一年度ま

で、新たに六百二十万トンの整理を行なうこととし、そのために石炭鉱山整理促進交付金制度を設け、またその交付金の支払についての石炭鉱業合理化事業団による未払賃金の代理弁済、離職金の支給、炭鉱離職者対策の強化拡充により鉱山労働者の雇費を減つてゐる。

(二) 整備資金保証の拡充および貸付制度の創設

の借入れ債務につき、石炭鉱業合理化事業団が保証する率を五十％から債務額の八十％に引き上げるとともに、直接事業団から整備資金の貸付を行なうことと

(三) 石炭運賃延納保証制度の創設

(四) その他石炭専用船舶の建造に対する近代化資金の貸付等

二、拡大再生産を基調とする産業振興対策樹立については、石炭需要の確保を図りつつ、合理化路線をおし進めていくために、当面五千五百トンの出炭規模を維持しながら合理化促進のため努力することとしており、前項の法律改正もこの見地に立つものであるが、昭和三十七年四月六日の閣議決定に基づき、石炭鉱業調査報告を尊重し、なお慎重に検討してゆきたい。

三、炭鉱合理化の犠牲となつた炭鉱労働者の救済措置を講ずることとなつた炭鉱労働者の職者に対して、その再就職の促進と生活の安定を図るため、炭鉱離職者の臨時措置法に基づき、広域職業紹介離職者の転職訓練の実施、緊急就労対策事業への吸収等諸施設の施策を行なつてゐる。また、失業保険金を受け、失業受給中にある者に對しては、一年を限りの受給資格のある者に對しては、受給資格のない者および失業保険金の額が一日当り三百円に満たない者に對しては、職業訓練手当を支給することとし、このほか、移住訓練資金の支給、移動宿舍の貸与、住宅確保奨励金の交付等を行なつてゐる。

和三十一年一月から新たに雇用奨励金制度を創設するとともに、職業訓練を受ける炭鉱離職者に對し、別居手当、技能習得手当を支給することとし、従来からの炭鉱離職者対策を一段と強化した。

なお、今後の対策については、石炭鉱業調査団の答申を十分尊重のうえ、施策を推進した。

四、鉱害復旧並びに上水道事業を災害に準ずる取り扱いとすることが、石炭鉱業による鉱害は、これが程度予定可能なるものであり、また、原因行為者として賠償責任を負う鉱業権者等が存在していることにおいて、一般災害に準ずるものとい得ないことは明らかであつて、わが国における解決賠償に關する法体系は、私法關係における炭鉱業の早急な復旧の要請に基づき、国土保全、民生安定の見地から臨時石炭鉱害復旧法において、国および地方公共団体より復旧費の一部または全部の補助を受けて、鉱害復旧事業が、鉱害復旧を行なうものとしており、円滑な鉱害処理に努力している。

なお、上水道事業については、現在でも必要経費の四分の一を国庫が補助しておき、鉱害復旧にあつてこれを災害復旧に準ずる取り扱いとすることは、前述の理由により困難である。

五、失業対策事業費を全額国庫負担することについては、失業対策事業を実施する地

福島県大滝根地区のセメント工場設置に伴う工場立地条件の整備充実に關する請願（第一九七号）

中小企業に對する事業資金わく拡大的請願（第八五六号）

通産行政における部落解放政策樹立に關する請願（第七〇号）

同 同 同

方公共団体の財政負担の軽減を図るため、昭和三十一年度以降労力費および事務費の国庫補助率を通常の場合の三分の二から特別に五分の四にまで引き上げる高率補助措置を講じており、昭和三十七年度において三億円とした。

大滝根地区における石灰土利用工業の立地について、需要電力の確保、道路および鉄道の施設の整備に關し、調査のうえ、所要の措置を検討したい。

政府関係中小企業金融機關に対しては、毎年資金量を増加し、融資の拡大を図つては、今後とも中小企業育成振興のため努力したい。また、民間金融機關については、中小企業向け融資量の増加を要請してきたが、今後ともこの点について十分配慮したい。

一、中小企業対策の一環として同和対策上必要なものについては、極力積極的にとり上げ、これを皮革産業についでみれば、現在、次のような施策が講じられており、今後ともこれら施策の拡充強化に努めたい。

(一) 組織化

事業協同組合
事業協同小組
企業組合

イ 共同施設貸付金（中小企業振興資金
（専助成去）

昭和三十五年 度 六万円	昭和三十六年 度 七組合	昭和三十五年 度 四組合	昭和三十六年 度 二百九十
--------------------	--------------------	--------------------	---------------------

(二) 設備近代化および技術指導

昭和三十四年度 四件二百三十八万六千円

昭和三十五年度 一件二十二万円

革工業研究所および東京都工業奨励館において皮革の技術研究、技術指導を行なっており、兵器車景支革工業指導所

に對して昭和三十六年度中小企業技術指導費補助制度により指導用施設の設置に要する経費として補助金三百萬圓

(三) 業種別振興対策
中小企業種別振興臨時措置法に基づく

指定業種として、昭和三十五年度において製革業を指定し、業界の実態調査を行なつて、すでに改善事項を決定し、軽工

業局、中小企業庁、通商産業局地方庁が

石炭政策に関する請願（第三四七号）

四

二、(一) 技術、設備改善の指導については、
協力して改善事項の実施の推進にあたつ
ている。

中小皮革産業に対する設備近代化貸付金については、昭和三十七年度の改修事項の方向にそつて、昭和三十七年度の対象設備の範囲を拡大し、十分活用できるとしたい。

〔口〕部落産業を含め、一般的に小零細企業の協同組合による組織化の必要性は一段と重要な要素としており、地方庁と都道府県中小企業会が協力して未組織者の組織化指導と現存組合の指導にあたつておられ、共同施設の助成についても毎年国庫補助金を増額するとともに、零細企業を育成する組合の共同施設について企業を

とくに重点的に貸付けを行なつてゐるが、今後とも、これら小規模零細企業の組織化と、これを通じての経営の合理化設備の近代化には十分配慮の、指導の推進に努めたい。

小零細企業に對する事業資金の貸付けについては、剛子補給は困難であるが、

國民金融公庫、商工組合中央金庫の資金源の拡大と利子引き下げについて努力しているところであり、さらに中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和十七年法律第二十九号）を制定し、小規模事業者に対する小口保険制度を設け、低利率による保険を行なうとともに、信

(四) 小規模事業より地方庁に要請している。用保調協会においても小口特別保調制度を実施するよう地方庁に要請している。小規模事業対策として昭和三十五年以來商工会、商工会議所に経営指導員を設置し小規模事業者に対する経営改善普及事業を行なっているが、今後一層充実、強化に努力したい。

行制度の円滑な運用を図るとともに総合エネルギー対策を樹立することが急務である。その一環として統一的法体系的な必要性についても検討したい。

なお、総合エネルギー対策については、昭和三十六年八月以来、エネルギー懇談会に諮問、検討してきたが、さうぞう召

効果あげることができると考える。

石炭需要の確保については、これまで電力、鉄鋼等の大口需要産業との石炭長期引

取体制の確立につとめた。また、産炭地域における石炭火力発電の促進については、現在西日本共同火力株式会社および常磐共同火力株式会社等の発電所建設が行なわれているが、今後とも関係者との緊密な連絡のいるが、今後は促進していききたい。

三、合理化臨時措置法の確保については、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する。法律（昭和二十七年）法律第九十四号の制定により、石炭鉱業の整備に必要な資金を貸付けるとし、これに必要な予算として十五億円の予算を引くとともに、債務額の百分の八十を保証するとともに、石炭鉱業合理化企業による近代化資金の貸付けのための必要予算として三十二億円を計上しておきたい。また、開銀資金、中小公庫資金等の石炭鉱業向け枠を確保する等資金の拡充を図つていく。

四、石油関税については、さきに關稅定率法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二十号）および關稅暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二十号）の施行に伴い重油税を基本税率の七号）に引き上げるとともに原油關稅を六号）に引き上げ、さらに同年十二月十四日の關

税率審議会の答申に基づいて関稅定率法律及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十二号）により原油（石油）の基本税率の十％に引き上げた。また、原油稅の賦課については、國民經濟成長の基盤をなすエネルギーに關する問題でもある、総合エネルギー対策の観点からとくに、

五、合理化樹線にそつた炭価千二百円引き下げは容易でないものとつてきたが、炭価引き下げは炭産業の安定化のための基本的要請であり、需要家との関連から、あくまでも達成されねばならない。そのため、石炭需要の確保等その促進の努力を惜しまない所存である。

六、非能率炭鉱の整理については、石炭鉱業
 合理化臨時措置法律の一部を改正する法律
 （昭和三十三年法律第九十四号）の施行によ
 り、あたりに石炭鉱山整理促進交付金を交
 付して、昭和三十一年度から昭和三十九年
 度までに六百二十万トンの整理を行なうこ
 ととし、政府は、その八十％を補助するも
 ととし、炭鉱は、昭和三十三年三月三十一

度については、必要の手筈として十萬六千七百圓が計上されてゐる。また、本改正法の施行に伴ひ、鉾田に於ける石炭鉱山整理促進交付金のうち一定割合を留保して鉾害債務の弁済を図るよう措置し置かれてゐる。

七　鉾区調整については、鉾害法その他の法律

令の規定に基づく通商産業局長の調整制度が設けられているが、本問題は個人の財産

同

権に關する問題であつて當事者間の十分な話し合ひを中心にして解決を進めたいことが妥當である。政府はこのような方針に基づき指導するためにも、鉱物資源の合理的開發を図るための法的措置を強化することに努めた。昭和三十三年三月二十三日を以て、必要な措置を講ずる所存である。

八、石炭鉱業審議會は「石炭緊急対策に關する建議（昭和三十三年二月六日）」を決定し、政府に五千五百萬トンの生産規模の確定を認めることとし、千二百萬トン引き下げのための年次計画の作成、合理化に必要な資金の確保等の措置を早急に行ふべきことおよび抜本的な合理化の促進を行ふべきことを明らかにした。したがって政府はこれを極力尊重して石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正して法律（昭和三十三年法律第九十四号）を制定し、法律（昭和三十三年法律第九十四号）を制定し、また年次計画等については、慎重に検討を加えて現在作業を進めている。

九、(一)国鉄運賃については、石炭鉱業（昭和三十三年法律第九十四号）により、国鉄臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第九十四号）により、国鉄運賃値上り分について石炭鉱業者が延納運賃の取り扱いを受けるよう合理化事業団等による保証制度を設けている。

(二)昭和三十三年度における炭坑の掘置きについては、五、五にわたる炭坑のおおむね五割に大口需要産業たる電力事業等との間に結ばれた長期取引契約の基本的な前提要件ともなつたため、合理的を促進することにより炭価を引き下げなければならぬと考へられる。

一、石炭鉱業の合理化に伴いやむを得ず発生する炭鉱離職者については、その対策にとくに留意し、雇用促進事業を通じて炭鉱離職者の対策の強化に努めてきた。とくに炭鉱労働者に対する炭鉱離職者の状況をかんがへ、昭和三十三年四月六日の閣議決定「石炭対策」に基づいて石炭鉱業調査会を産炭地域に派遣し、石炭鉱業の近代化、合理化および雇用の実情調査を行つており、その報告をまつて必要な措置を講ずることとしている。

二、(一)産業別、規格別等の経済力や資金にいちぢる格差のあるわが国の現状において現行最低賃金法のところ、業種別に職種別地域別にそれぞれの実態に応じ、最低賃金を決定し、漸次これを拡大し、一律方式による最低賃金制を実施することとするので、賛成しがたい。

(二)石炭鉱業の最低賃金制については、現在中央最低賃金審議會に専門部会を設けて審議中であるので、その結論をまつて

産炭地振興対策樹立に関する
請願(第一〇四七号)

同

同

三、善処した。炭鉱難職者等失業者の多発地域であつて雇用失業失業者の悪化している地域に於て、失業保険金受給者に対しては、昭和三十五年八月から、給付日数を延長する措置を講じたが、昭和三十五年四月、昭和三十七年四月の給付日数延長特別措置は、昭和三十七年四月の給付日数を従来の六十日から九十日に改め炭鉱難職者等の生活保障に九十日に改め炭鉱難職者等の生活保障に失却特段の措置を講じている。

(二) 予算で、一般失業者の労働費、労働費、労働費を大幅に増額し、一日あたり四百二十五円(前年度二百八十六円)とした。

四、炭鉱不況により疲弊した産炭地域経済の振興については、早くからこれを実施するため産炭地域振興審議会において、その基本方針につき調査、審議するべきと、基本的事項に関する調査を行なつてきたが、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)および産炭地域振興事業団法(昭和二十七年法律第九十五号)を制定し、近き産炭地域振興事業団による産炭地域振興対策を実施することとして、

五、昭和三十四年の石炭鉱業審議会の答申に基づき、石炭鉱業の合理化、炭価二千二百円引き下げ等を目的とする石炭鉱業合理化基本計画を策定してその実現に努力してきた。その後炭価引き下げは順調に推し進められ、特に最近においては、年間二百五十円もの引き下げを見ており、昭和三十一年度までは千二百円引き下げを達成する予定である。また、最近の資金、諸物価等の値上りなどにより、合理化が困難となつてきていることについて、石炭鉱業の安定化のために、合理化を促進することがあつても必要であるので、その実現を図るため、できる限りの努力をつくす所存である。

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)および産炭地域振興事業団法(昭和三十一年法律第九十五号)を制定し、石炭鉱業の不況に伴ひ疲弊した産炭地域経済を振興するため、早急な調査を続けることにも振興の計画の検討を行なつていく。福岡県直方市は、すでに産炭地域に指定されておる。同市における鉱工業等の振興について、今後、その産炭地域指定計画の策定にあつても、直方市および関係行政の計画を考慮し、産炭地域振興対策の趣旨にそつてその円滑な実現を図り、炭鉱難職者等の吸収に努力していく。

一、産炭地域の経済の振興に関しては、すでに産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)および産炭地域振興事業団法(昭和三十一年法律第九十五号)を制定し、産炭地域振興と施策の早急な実施を行な

産炭地振興計画福岡県伊方ダ
ム建設に関する請願（第三〇
八号）

産炭地振興に関する請願（二二件）（第二六四、一〇四六号）

17

四

[illegible]

地域における産業基盤を整備してあらたな産業を導入することが必要であるので、その対策の一端として産地地域振興事業団を設立し、とりあえず土地造成等を行なうこととしている。

福岡県における立地条件の整備についてとの関係を図行つおよび地方公共団体の計画を図つていきたい。

三、産地地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第六条の規定は、石炭鉱業の不況により疲弊のいちじるしい産地地域町村財政援助のため特別措置と考へ、炭坑の進行と産地地域の経済の振興の趣旨にかんがみ、産地地域市町村財政の救済のためにその指定基準についても検討することとする。

四、企業の適正な立地については、工場立地の調査等に關する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百七号）を制定したことは、産業の環境を悪化する工場立地を規制することは、今後とも調査検討の上その実現を図るよう努力したい。

五、中小企業金融の円滑化を図るため、これまで中小公庫、国民公庫、商工中金等の業務の拡充に努力してきたが、今後とも貸付条件の優遇緩和につけて檢討を加えていくべき度とした。また、損失補償については、現在これを制度として取り上げるとは予定されたい。また、中小企業の信用力の補充されるべきにも、中小企業の信用力の保証業務の拡充も、円滑な信用保障協会の保証業務の充実に、円滑な一層の進展を図る等の措置を講じている。

六、（一）中小企業振興資金等助成法に基づく別置法第一節を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）により、集團化補助の対象地域とし、中小企業に対する一般的な制度としての、拡充に努力していく要な環であるが、とくに産地地域の振興を図るために、産地地域における銀行等の振興に必要な資金の貸付けを、融資機能の増大を図つていきたい。

（二）集團化に伴う土地買換えについて、および租税特別措置法による特例措置を講ずるなどにも、固定資産税、振興臨時措置法においても、固定資産税、不動産取得税の減免等の措置を講じている。

昭和三十七年九月二日 参議院會議録 第三十九回国会において採択された請願の処理経過

国鉄草津線の列車増発等に関する請願(第四号)

運輸省

一、草津線には現在一日十六往復の列車を運転しているが、朝夕の通勤列車を除いては終日比較的に空車状態を行なっているが、この通勤列車の混雑状態については、他の線区に比べて、草津線の増備をまづ検討すべきである。

二、草津駅付近には現在米原、彦根、大津等比較的至近距離に急行列車が停車しているが、これらに比較して草津駅の乗降人員は非常に少ないので早急に停車させることは困難である。

三、昭和三十六年十月一日時刻改正により特急第一つばめ号が米原駅に停車することにしたが、特急停車駅の増加については、今後の利用状況を検討のうえ、研究していきたい。

滋賀県今津町、国鉄近江塩津駅周辺施設促進に関する請願(第五号)

同

本路線は鉄道敷設法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四十二号)別表に追加された路線であり、現在大津、近江今津間を営業している江若鉄道とあわせて琵琶湖を一周する鉄道となり、この地方の発展を促進する効果があると思われるので、建設については、今後研究したい。

国鉄東海道新幹線敷設に伴う用地買収費の適正化等に関する請願(第二三三号)

同

土地の補償については、地元対策委員会等を通じて公正に評価し、適正な価額を支払うよう最善の努力をしている。また、道路、河川等公共施設に対しては、関係者との協定に基づいて、関係府県および市町村と緊密な連絡をとり、設計協議を行なうて工事を実施する等遺憾のないよう措置している。

国鉄柳ヶ瀬線等存置に関する請願(第七九五号)

同

国鉄線の廃止については、国鉄の有する公共的な使命、沿線利用者に与える影響等全般的に慎重に検討していきたい。

三陸沿岸縦貫鉄道早期完成に関する請願(第九四五号)

同

一、本吉―前谷地間は、昭和三十六年度末から着工しているので、早期完成に努力したい。

二、大畑―大間間の建設については、今後検討したい。また、久慈―宮古間および釜石―盛岡については、昭和三十七年三月二十九日の鉄道建設審議会では着工線として建設されたので、目下着工準備中である。三、石巻―柳津間の予定線編入については、今後研究したい。

水戸、福島両駅間観光準急運行に関する請願(第一〇一六号)

同

今市―滝の原間については、昭和三十七年三月二十九日の鉄道建設審議会において着工線として建設されたので、目下着工準備中であるが、着工については、調査の結果をまづ研究したい。

失業対策労働者に対する寒冷地手当支給等に関する請願

労働省

昭和三十六年度から北海道の失業対策事業就労者の賃金について冬期六箇月間特別加算

国鉄会津線にジーゼル準急運行の請願(第一〇一八号)

同

喜多方―米沢間は地形しゅんけんですこぶる難工事が予想されるので調査線編入については、今後研究したい。

野沢、会津西方両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第一〇二八号)

同

一、磐城東線の貨物輸送力増強のため強けん引力ジーゼル機関車を配備することについては、軌条交換その他線路施設の改良を行なう必要があるので早急には困難と思われるが、将来の輸送量を勘案して検討したい。

道路運送法改正実現等に関する請願(第三四五号)

同

観光事業の一大拠点として箱根町・山に国鉄会議場建設の請願(六件)(第二二七、二七三、二九五、三〇七、三八二、一〇〇九号)

同

なお、道路運送法の改正については、昭和三十五年八月閣議を強化したところであり、今後さらに検討をすすめる、もぐりタクシーの絶滅を期する所存である。

福岡市馬場に無集配特定郵便局設置の請願(第四八三三号)

同

他に必要度合のより高い箇所が多いので現状においては実現困難と思われる。

有線放送、電話業務用設備相互間接続に関する請願(第一〇二〇号)

同

有線放送電話は、元来地域内通信を主眼としたものであるが、最近の強い要望にかんがみ、この施設と電電公社の公衆電気通信設備との接続を認めることとする等関係法律の改正について目下検討中である。また、この接続については、技術基準その他の条件がなければならぬので、昭和三十七年度はとくに千二百萬円の経費をつかい、有線放送電話施設に、公社設備との接続に必要な技術基準等を調査検討するための試験設備を全国五箇所を補助金で交付して設定するなどの必要調査研究をすすめており、これら調査の結果をみながら法改正を行ないたいと考える。

じん肺法の一部改正に関する
請願（三件）（第二七、四九、
三五〇号）

同

字をどのように処理するかの財源上の関連ならびに一般失業保険との財源上の関連などのように考えるか等失業保険制度全般をの根本問題に触れる点多く含んでおり、いま直ちにこれを撤廃することは困難であるので、目下検討中の失業保険制度全般の基本的な問題の一環として慎重に検討していきたい。

(九) 遠距離就労者の取扱ひについては、従来よりその就労者の輸送措置を講ずることにより、昭和三十七年度予算においても労働者輸送用燃料費の国庫補助として千二百万円を計上した。

(一〇) 失業対策事業就労者の夏季年末の特別措置については、合計は、昭和三十七年度予算以前年度当初予算に比し、五日分を計上し、増加分を行なつた。

(一一) 低額所得者のための住宅建設については、力を、今後、低家賃住宅の建設に一層の努力を、したい。

(一二) 今後検討していききたい。

一、休業補償費および傷病給付の額は労災補償制度にも関連があり、また、事業主の費用負担能力とも関連する問題であるので、現状においてこれを引き上げすることは困難である。

二、休業補償費のスライドの基準として、平均給付額の変動を十％きみにすることは、なるので不適当と考える。

三、療養開始後三年を経過したときに一時金を支給することは、その後の療養の必要の存する限り傷病給付を行なうこととして、現行の長期傷病者補償制度の建前からいつて合理的理由がないので、そのようない時的給付を設ける考えはない。

四、補償体系の現状においては、打切補償および長期傷病者補償の時期を療養開始後六年に改め、その時期まで療養中の解雇を禁止することとする考えはない。

五、旧けい肺等特別保護法の制定前に打切補償費の支給を受け、現行法の適用を受けない一部けい肺患者等に、近く労働福祉事業団において療養援護の措置を講ずることとしたい。

六、じん肺のみについて特別の保護法を制定するは、他の傷病との関係等からいつても不合理であるから、そのような特別立法を行なう考えはない。

七、長期傷病者補償は旧打切補償費に代わつて設けられたものであつて、旧打切補償費が六年間の補償に見合ふ建前のものであるが、以上、その支給後死亡までの療養期間が長いほど、遺族に残される額は減減するわけで

あるから、長期傷病者補償における遺族給付の額に就いては、旧旧切補償費と見合が、関係維持するものと適切に切替は、現状において遺族給付の額を一律とすることは妥当でない。

八、就労施設については、じん肺審議会の意見、療養を要しない管理3以下についても特別の補償を行なうこととすることについては、業務上の傷病に對し且補償を行なうこととすることを法の趣旨に反するものとなつて不合理であるから、そのような措置を講ずることは困難である。

一〇、業務外の傷病には、たとえ業務上の傷病により療養中であつても健康保障等によりその療養等が保障されているのであつて、その傷病に對して勞災保険に補償を行なうことは、業務上の傷病に對する補償を目的とするは、勞災保険法の趣旨からして不可能である。

一一、労働基準法上の災害補償および勞災保険法による保険給付は療養または療養の費用に關するものを除き、業務災害による稼働能力の損失をてん補しよとするものであるから、個々の被災労働者の平均貸金とを離れて一万五千円の最低保障額を設けることは、現状においては制度の性格からいつても、また、事業主の負担能力からいつても困難である。

一二、勞災保険の保険給付は、長期給付に於いては業務災害による稼働能力の損失をてん補して行なわれるものであるから、個々の被災労働者の平均貸金を離れて全國産業の平均給与額を採ることは現状においては制度の性格からいつて困難である。

一三、勞災保険の長期給付と厚生年金保険の障害年金を全額併給すること、同一の事由につき同一の費用負担者（國および事業主）が重複して給付を行なうこととなつて不合理である、これを避けるために一定の減額調整を行なうことは、止むを得ない。しかし、この機会に再検討されることとなつて総合調整の機会に再検討されることとなつて、國庫は、長期傷病者補償および障害等級第一級から第三級までの障害補償費に要する費用のうち、労働基準法上の障害補償費および切切補償に相當する部分とをえる部分について一部負担することとなつて、その業務に起因する災害については、本来事業主がその業務に起因する災害であるから、その補償責任に基くものであるから、その費用を國が全額負担することは適當でない。

一五、長期傷病者については、その生活の實情に、かんがみ、療養生活に困難な事情がある者には療養費を支給する等、労働給付は、事業主において近く特別の援助措置を講

身体障害者雇用促進法に結核回復者包含の請願（第四七〇号）

結核回復者等の就職確保に關する請願（第四七七号）

公共事業施行に伴う損失補償

建設省

同

同 同

ずることとしている。一六、長期傷病者に対する生活援護については昭和三十五年三月における労災保険法の一部改正の際の附帯決議の趣旨にそつて、近き労働福祉事業団において療養および生業の援護措置を講ずることとしている。

結核回復者については、現在すでに職業安定法に規定する身体に障害のある者の中に含まれるものとして取り扱つており、公共職業指導を行なわなければならないこととし、十分配慮の下に職業紹介を行なうこととしている。このほか肋骨の切除本数が原則として六本（第一肋骨を含むときは一五本）以上の者は身体障害者雇用促進法の適用ある身体障害者として取り扱つていふところであるが、結核回復者の雇用促進に関する方策について、その結論をまつて検討を進めるとも慎重に検討していきたい。

右に同じ。

從來、フー・アイスト・エクスチェンジ・サ・ピス等の歳出外資金機關に直接雇用される労働者の取り扱いについては、旧行政協定の第五條第四項の規定によりは、旧国の法令の定めるところによるなければならない。この点になつてゐたが、米側は歳出外資金機關は國家機關であつて外國の裁判管轄權に服さず、家機關であつて外國の裁判管轄權に服さず、かゝらうと労働委員會の命令には服することができないと主張した。このため政府と米側は日米合同委員會において歳出外資金機關に對して日本國の裁判管轄權はおよばされるべきものと立場から米側と折衝を行つたが米側はその主張をかえり、折衝を行つた行政協定の實施としての解決は極めて困難であつた。その後昭和十五年の地位協定の締結によつて、歳出外資金機關の労働者の使用者はすべて日本國政府とする間接雇用に切り換えられ、さることになり、裁判管轄權の問題は地位協定締結以前に発生した事案に関するものである。理權問題は協定は適用されず、したがつて地位協定締結以前の事案ではあるが本件の円満解決を図るために日米軍と折衝を行なつてい

る。

なお、在日米軍は前記の管轄權に對する主張を変へず、また本件についてははたに安解雇である性質上實際的解決をはかるにのいかなる措置をとることもできないとの立場を固執して譲らず、双方の主張は全く對立しており、現在まで解決をみるにいたつていない。

公共事業の施行に伴う損失補償の基準につ

基準引上げに関する請願（第一七号）

公共工事費の予算措置適正化
に關する請願（二件）（第二〇

昭和三十六年度公共工事予算の追加補正に関する請願（第四一五号）
傾斜地等における土木工事規制に関する請願（第三〇二号）

府県道枚方水口線の二級国道昇格に關する請願（第二号）
主要地方道岐阜小浜線の国道編入に關する請願（第三号）
除雪作業費の国庫補助実施に關する請願（三件）（第二八三、三二四、五六一号）

長野県三郷村上高地間スカイライン道路建設促進に關する請願（二件）（第二八四、三三五号）

東京都江戸川地区の恒久護岸
施設建設促進に関する請願
(二件)(第九三七、一〇〇六
号)

建設行政における部落解放政策樹立に関する請願（二件）
（第七〇三六・四号）

同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---

いは、公共用地審議会の答申（昭和三十三年三月二十日）の趣旨を体して公共用地的取償に伴う損失の補償基準を円滑化および適正化を図るべく損失補償基準を綱要綱作及び昭和三十三年六月二十九日閣議決定を行なつたのと、損失補償基準を綱要綱の施行についての閣議了解を得る等の措置を講じ、その実効を確保する努力を払ひ所存である。

右に同じ。

右に同じ。

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）が制定されたので、昭和三十七年二月一日より法が施行されたので、本請願の趣旨は達せられた。

全国の幹線道路網整備の見地から、慎重に検討中である。

右に同じ。

雪害寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法に基く除雪事業に対する国庫補助は、昭和三十一年度より実施している。

なお、昭和三十一年度は、除雪事業費補助として一億二百万円、除雪機械費補助として一億五千八百万円を計上している。

昭和三十五年年度より日本道路公団において調査中であるので、その結果をまつて検討したい。

東京高潮対策については、とくに重点をおき促進を図つており、今後、財政事情の許す限り早期に完成するよう努力したい。

一、住宅地区改良法、昭和三十五年法律第八十四号が制定され、昭和三十五年法律第八十四号の不_レ良住宅地区改良事業は、同法に基づいて実施され、事業量は逐年増大した。また、同法により事業施行者には指定地区内に不_レ良住宅の除却および土地の整備に必要な諸権利の取用等の法的強制力が付与され、不_レ良住宅の改良に補助対策事業のうち、不_レ良住宅建設事業、不_レ良住宅の撤去、移転補助に補助対象事業と建設事業については、補助率引き上げについては慎重に検討した。中小都市の未_レ解放部落不_レ良住宅改良については、新法によりすでに適用の途が開かれてゐる。現行の地代家賃統制令の存廃について

は、慎重に検討中である。
三、公共土木施設に係る災害の復旧については、現行の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法は、原形回復を原則として、必要なものについて、改良的に復旧するほか、災害が激甚で一定計画による改良復旧を行なう必要があると認められるも、害関連工業を実施する等の措置を講じて災害復旧を行なう方針である。

四、土地画整理事業については、施行者は換地計画において換地（代替地）を定める場合土地画整理法等の関係法令により従前の宅地の諸条件を勘案して行なうこととなつており、また、利害関係者の意見も聴取し、さらに関係者により選挙された土地画整理審議会の意見をきかなければならぬことと定められているが、事業の施行にあつては、できる限り生活環境の向上改善を図るよう努力したい。努力してお

五、同地区の予算額も年々増加しているが、さらには同問題の根本的解決については、同和对策審議会において審議されているので、その結論をまつて措置したい。

一、国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象となる資産については、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和十一年）を改正する法律（昭和三十四年）第四十一号を制定し、弾薬庫および燃料庫の用に供する固定資産を加えるようにしたため、その他の資産についても、その性格および使用状況等が他の国の資産といふ点から異なり、特殊なものについては、十分検討したい。

二、自衛隊使用資産で基地交付金の対象となつていない資産については、本制度趣旨、米軍使用資産で基地交付金の対象との均衡等を考慮して、なお検討することとしたい。

請願の趣旨については、昭和三十三年度地方税制の改正においても、十分検討したが、納税者および特別徴収義務者の納税手続が煩雑となることを考慮し、従前どおり個人の道府県民税の賦課徴収については、市町村に委任することとした。

度の改正に伴い、道庁等に對しては、従来の市町村への援助態勢を強化するより指導を行う

地方財務会計制度改正促進に関する請願（第一六号）

地方公営、準公營企業増大に関する請願（第二九七号）

選挙区別人口と議員定数の不均衡是正等に関する請願（第三五七号）
公明選挙実現のため連座強制化に関する請願（第三五八号）

選挙違反者の罰則強化に関する請願（第三五九号）

会社、労働組合等からの政治献金禁止に関する請願（第三六〇号）

町村人口減少による財政措置の請願（第八五二号）

國庫補助事業の認証及び起債

なるとともに、市町村の附加事務に伴う財源額の算定の際考慮することとし、府県から市町村に交付する徴収取得費を大幅に増額する等の措置を講ずることによつて、住民税徴収制度の円滑な実施を期している。

地方財務会計制度調査会（昭和三十三年三月）の趣旨に基づき、昭和三十年八月初めに閣内法案を国会に提出することを目的として、所要の改正作業を進める所存である。

公営企業および準公營企業の地方債については、事業の収益性と地方債が唯一の建設財源であることに鑑み、また、従来の起債償還の状況からみて、事業建設の経済的効用を十分に図るために毎年大幅に資金の増額を図り、極力地方公共団体の要望に応える措置を講じている。

選挙制度審議會で検討中であるので、その答申をまつて善処したい。

連座制については、公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の制定により、請願の要旨のように強化されたい。

今後、改善を要すべき点があるとするれば、今後も検討したい。

公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百十二号）の制定により、悪質な選挙犯罪を犯した者に對しては罰則をさらに強化し、改選すべき点があるとすれば、今後さらに検討していきたい。

の詮議等の早期決定等に関する請願(第八五四号)

後進地域町村に対し地方交付
税特別配分に関する請願（第
八五五号）

東京都区長公選に関する請願(第九六五号)

自治行政における部落解放政策樹立に関する請願（四件）（第六八九、六九〇、六九一、八六三号）

同 同 同

期に許可を行なうよう努力しており、昭和三十
七年度においてもすでに起債査定を進めて
いる現状である。とくに災害復旧事業分につ
いては、国庫補助金等の決定後速かに起債の
決定を行なうこととしている。

後進地域の市町村に対する普通交付税上の措置としては、昭和三十七年度的においても前年度に引き続き、都市の形態の度合に応じて定めていた態容補正係数をその低い団体について引き上げを行ない、隔壁の縮小を図ることにより、その基準財政需要額を増額し、これら団体の財政力の強化を図ることにしており、また、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十三年法律第八十八号）を制定し、へん地における公共的施設の整備を促進することとしている。

地方制度調査会において、区長選任の問題を含めて首都制度の検討も進めているので、その結論をまつて、必要な措置をとりたいと考える。

一、(一) 部落解放問題解決のための諸施策の実施に伴う地方負担のための諸施策から特別交付税および地方債の配分を通じてその財源措置を講じているが、地方交付税の貧困な地方団体に對しては、財政需要額の算定にあたり、その基準財政需要額を傾斜的に増額して財源の充実に努めることとしてしている。

(二) なお、特別交付税の配分にあたり、その使途を特定することは地方交付税法第三条の規定に違反することとなるのでできない。

(三) 合併の必要のある市町村については、合併の実態に即して合併の氣運のとおりに努めるよう行政指導を行なうこととした。

(四) 固定資産税の課税については、従来から適正な課税に努力しているが、なお検討したい。

(五) 応益原則に基づき負担分担の観点から個人の所得の多寡にかかわらず、当該市町村の住民に對し均等の額の負担を求めるものである。均等割を課税力のない者についでまで、均等割を課することは不適当であることから、前年中には非課税とするともに、前年中に所得を有した者であつても生活困窮者については、個々の納税義務者の実情に即して適宜減免を行なうこととしてゐる。

(六) 国民健康保険税は、同保険事業に要する費用をまかなうために、被保険者である住民が相応に負担する目的私であるが、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者については、個々の納

市町村立高等学校全日制課程
教職員の退職手当算定基礎勤
続年限全国通算に關する請願
(六件) (第四四七、五一四、
六〇九、六八二、九四二、九
七九号)

同

税義務者の実情に即して適宜減免の処置がとられてゐる。なお、国民健康保険税の負担問題については、国民健康保険事業のあり方、他の社会保険における負担の問題等とも関連して、今後検討を加へたい。

二、同和地区の改善については、鋭意努力しており、関係予算額も年々増加してゐるが、さらに同和問題の根本的解決については、目下同対策審議会において審議されてゐるので、その結論を待つて措置したいと考へる。

地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三十三号）の制定により、地方公共団体は退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、国または他の地方公共団体の在職期間を通算する措置を講ずるよう努めなければならないこととされたので、請願の趣旨は達せられたものと考へる。